

○令和7年10月16日(木)

開議 午前10時00分

散会 午後 4時50分

○出席委員(16名)

委 員 長	品 田 ときえ	委 員 長	塩 尻 英 明
副 委 員 長	笠 井 まなみ	委 員 長	中 野 ひろゆき
委 員 員	横 山 啓 一	委 員 員	えびな 安 信
委 員 員	中 村 みなこ	委 員 員	菅 原 範 明
委 員 員	上 野 和 幸	委 員 員	石 川 厚 子
委 員 員	植 木 だいすけ	委 員 員	高 見 一 典
委 員 員	たけいし よういち	委 員 員	中 村 のりゆき
委 員 員	沼 崎 雅 之	委 員 員	松 田 卓 也

○出席議員(1名)

議 長 福 居 秀 雄

○説明員

副 市 長	中 村 寧	学校教育部学務課学校ICT担当課長	成 田 一 郎
副 市 長	榎 井 正 将	学校教育部教職員課長	山 下 聰 司
子育て支援部長	向 井 泰 子	学校教育部教育指導課長	工 藤 秀 敏
子育て支援部子育て支援課長	香 川 秀 賴	学校教育部教育指導課主幹	中 山 智 博
子育て支援部こども保育課長	熊 谷 修 修	学校教育部学校保健課長	池 田 満 則
子育て支援部こども保育課保育推進担当課長	島 要 介	社会教育部長	田 村 司
教 育 長	野 崎 幸 宏	社会教育部文化ホール整備担当部長	田 島 章 博
学校教育部長	坂 本 考 生	社会教育部文化振興課長	坂 本 剛 剛
学校教育部主幹	田 村 貴 史	社会教育部文化振興課文化ホール担当課長	吉 川 泰 美
学校教育部教育政策課適正配置担当課長	小 松 義 尊	監査事務局長	酒 井 瞳 元
学校教育部学校施設課長	板 東 俊 光	行財政改革推進部長	浅 利 豪
学校教育部学務課長	江 渕 賢 一	行財政改革推進部行政改革課長	梶 山 朋 宏

○事務局出席職員

議会事務局次長	林 上 敦 裕	議事調査課主査	岡 本 諭 志
議事調査課長補佐	小 川 智 之	議事調査課書記	桐 山 未 悠
議事調査課主査	長 谷 川 香 織		

○品田委員長 ただいまから、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、昨日の分科会でえびな委員から要求のありました2件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○品田委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、昨日に引き続き、認定第1号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、認定第5号及び認定第7号の以上3件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 おはようございます。

昨日に続きまして、残り2項目、よろしくお願ひいたします。

最初に、小中学校への通学費をさせていただこうと思います。

小中学校への通学費を助成する制度が幾つかあります。歩いて通学するのは基本ではありますが、様々な事情でそうできず、費用等を負担しながら通学する場合があります。

その際に通学費の助成がなされるわけですが、それぞれの概要について伺います。

○江渕学校教育部学務課長 小中学校への通学費を対象とした助成制度につきましては、就学援助制度、特別支援教育就学奨励費や肢体不自由学級在籍児童生徒への助成制度、遠距離通学に係る助成制度がございますので、順次お答えをいたします。

まず、就学援助を受けている世帯においては、片道4キロメートル以上の児童または6キロメートル以上の生徒、ただし、11月から3月まではそれぞれ半分の距離となるほか、特別支援学級等に在籍する児童生徒については、距離を問わない扱いとしておりますけれども、列車やバスを利用して通学する場合に実費相当額の援助を行っております。

次に、特別支援教育就学奨励費につきましては、就学援助を受けていない世帯であって特別支援学級等に在籍する児童生徒が列車やバスを利用して通学する場合に、保護者の所得状況に応じて支給割合は変わりますが、実費額を対象として通学費を支給しております。

また、肢体不自由学級に在籍し、バスによる通学が困難でハイヤーを利用する場合、1か月に往復4日分を限度にその代金を助成しております。

次に、遠距離通学に係る助成については、これらの制度のいずれの要件にも該当しない場合であって、学校までの片道の距離が4キロメートル以上の児童または6キロメートル以上の生徒を対象に、11月から3月までの間、助成を行っているところであります。

○中村みなこ委員 今、4種類ほどお示しいただきました。それぞれ令和6年度の実績についてお示しください。

○江渕学校教育部学務課長 通学費の助成に係る令和6年度の実績としては、就学援助については、

小学校では1人、中学校では12人に合計で41万194円、特別支援教育就学奨励費は、小学校では該当はなく、中学校では5人に合計で13万5千660円、肢体不自由学級に在籍する児童生徒への助成は、小学校では2人、中学校では該当はなく、合計で1万5千620円、遠距離通学に係る助成は、小学校で13人、中学校では該当はなく、合計3万1千800円を支出しております。

○中村みなこ委員 様々な通学費への助成制度があり、7月の子育て文教常任委員会でも質疑させていただきました。その際、肢体不自由学級の子どもへのハイヤー代助成は毎日登校するのにあくまでも月4往復分であり、せめて片道8回分にして使えるように求めたところです。今回は、障害の状態等に応じて特別の指導を受ける通級に関わっての助成について、何点か伺います。

通級指導教室で指導を受けている児童生徒数は何人いるのでしょうか。また、在籍校に通級指導教室が設置されていないため、ほかの学校の通級指導教室に通っている児童生徒数は何人いるのか、お示しください。

○江渕学校教育部学務課長 通級指導教室については、通常の学級に在籍している児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、学習障害、言語障害、情緒障害など、障害の状況に応じて週あるいは月の何時間かのみ特別の指導を通級指導教室で行う指導形態ですが、令和6年5月1日現在の状況としては、小学校では総数で270人、中学校では総数で18人となっております。

次に、在籍校に通級指導教室が設置されていないため、他校に通っている児童生徒は、小学校では95人、中学校では2人となっております。

○中村みなこ委員 他校の通級指導教室に小中学校を合わせて97人が通っているということです。それでは、そのうち何人が通学費の助成を受けているのでしょうか。

○江渕学校教育部学務課長 令和6年度の実績ですが、遠距離通学に係る助成として、小学校で11人に合計1万1千800円を支出しております。

○中村みなこ委員 遠くの学校に通っているケースも少なくないと聞いております。しかし、97人中11人とのことですので、助成を受けている世帯が少ないと感じました。申請が少ない背景をどのように受け止めているのでしょうか。

○江渕学校教育部学務課長 在籍校に通級指導教室が設置されておらず、他校に通級する場合には該当する教室が設置されている最寄りの学校を指定校とすることを基本としております。このため、通級する指定校が比較的近距離にある場合が多いことに加え、適したバス路線がないこともその理由になっているものと考えております。また、11人が支給を受けました遠距離通学に係る助成については、距離要件に該当する場合に一律に助成の対象となる一方、それ以外の制度については交通費の実費負担があった場合に対象となることから、保護者が送り迎えをしているケースも多いのではないかと考えているところでございます。

○中村みなこ委員 それにしても申請数が少ないのでないでしょうか。こんな助成制度があるよという情報は行き渡っているのでしょうか、周知について伺います。

○江渕学校教育部学務課長 周知につきましては学校を通じて行っており、通学費助成の対象となる児童生徒の把握及び制度の周知を依頼するなど、学校と連携を図りながら対応に努めてきたところでございます。しかしながら、通学費の助成に関わっては、複数の制度があることに加え、交通費が各種助成制度の対象の一部となっていることもあり、保護者に伝わりにくい、また、理解しに

くい面もあることについては憂慮しているところでございます。

○中村みなこ委員 助成を受けることができるることを知らない世帯もありそうだと感じました。より丁寧に周知を行う必要があると考えますが、見解を伺います。

○江渕学校教育部学務課長 周知の方法につきましては、他校に通級する児童生徒がどのように指定校に通学しているのか、その実態の把握に努めるとともに、助成事業の概要を分かりやすく整理した書面を他校に通級する保護者に個別に配付するなど、より効果的かつ丁寧に周知を行うことができるよう検討してまいります。

○中村みなこ委員 しっかり周知を行っていただきたいと思います。

言語学級やLD学級、学習障害の学級はそもそも開設数が少ないので、かなりの距離となってしまいます。隣の学校でも校区を越えてしましますし、小学生が徒歩で通うことはほとんどないと思われます。保護者の送迎となり、保護者に相当な負担がかかっていきます。毎日ではないとはいえ、仕事の調整をしながら送迎するのは大変なことです。

逆に、保護者の負担軽減のため、担当教諭が指導を受ける児童生徒の在籍校に出向くことはできないのでしょうか。

○江渕学校教育部学務課長 通級指導教室における他校通級においては、学校間の移動に課題があるところでございますが、一方で、他校の児童を含めた同じ状態の児童をグルーピングすることで効果的な指導につながるといった見方や、他校に行くことで気持ちを切り替えることができる、あるいは、自校の友達に知られることなく指導が受けられるなどの意見もいただいているところでございます。

一方、巡回通級におきましては、通級担当職員への業務負担が大きくなること、また、他校で指導することとなります教員の勤務形態、巡回する人員の確保など、様々な課題があり、現状において実施は難しいものと考えております。

○中村みなこ委員 他校に行くことでのメリット、そして、巡回する側の課題もあるということを理解いたしました。

具体的に、西神楽小から神楽小に通わなければならず、保護者が送迎できないから祖父母が送迎していたということがありました。東光小から東町小、高台小から陵雲小、近文小から知新小とか、遠距離通学までには当てはまらないけれども、遠くの学校に通わなくてはならなくて、バスの路線や時間もないとなると保護者の送迎に頼らざるを得ないわけです。

ある学校で、通級指導教室、言葉の教室で特別な指導を受けるよう判断されたのにもかかわらず、どうしても保護者が送迎できずに通級を断念した子がいるとお聞きしたんです。これは本当に大変な問題だと思うわけですが、そういうことがあるということをどのように認識されているのか、そういう子が通えるようにすべきだと思うのですが、見解を伺います。

○江渕学校教育部学務課長 学びの場につきましては、本人及び保護者と共通理解を図りながら決定しており、教育委員会が通級指導教室への通級が適切と判断した後に送迎を理由に通級が受けられないと保護者から教育委員会に相談が寄せられた事例については現状を把握しておりますが、そういった御指摘のような相談があった場合については状況を確認しながら適切に対応してまいります。

○中村みなこ委員 そもそも、通学支援の助成といつても使えない制度になっているのではないで

しょうか。交通費の実費負担といつてもバス代しか出ません。バスがないから利用できず、車で送迎となったときには何の助成もありません。先ほどの通級を断念した子にはタクシーで通えるように助成するとか、何らかの方法を考えていくべきではないでしょうか。周知の問題より、制度そのものを現実的に使えるものにすべきだと指摘いたしまして、この項目は終わりとさせていただきます。

それでは、最後の項目です。

放課後児童クラブについて質疑させていただきます。

最近、子どもたちの放課後が心配だなと感じています。一昔前の放課後と大きく様変わりして久しい気もしますが、ここ数年でまた変わってきております。以前は、放課後、教室に子どもたち数人でだらだら残って、おしゃべりしていたり、ふざけていたり、そんなときにしか見られない一面やぼろっと出た話が担任としては児童理解を深められ、何より楽しいひとときだったんです。それがいつの間にか帰りの会が終わったらすぐに下校しなければならなくなり、帰宅後にグラウンドに来て遊ぶ子はほとんど見かけなくなりました。

そして、今現在、先生方の仕事の時間を保障するために下校が早められております。これは、小学校では、今までどこも3時半下校、そこから先生方は一応の45分の休憩時間があり、15分仕事をして退勤時間となって、空き時間のほとんどない小学校教諭の授業以外の仕事時間を確保するための工夫であり、働き方改革の一環で行われていることなのですが、そのために、朝自習、朝読書に充てられていた10分をなくしている学校が増えつつあります。さらに、給食後の昼休みをなくして、すぐ5時間目の授業開始、こうなっている学校もあります。そうやって早く下校させることで先生方の時間は確保されますが、子どもたちの増えた放課後はどうなっているのか。

先日、小学校の養護教諭からお聞きしました。早く帰ったら何するのと会う子どもたちに聞いたら、ほとんど100%がユーチューブを見ると答えるそうなんです。そんな最近の放課後事情の中、放課後児童クラブは子どもたちがよりよい放課後を過ごせるように市として関与できる部分となりますので、そういう視点で質問を進めさせていただきます。

令和6年度の放課後児童クラブ運営費の概要及び決算について伺います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 放課後児童クラブにつきましては、保護者が就労等により、昼間、家庭にいない児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者が安心して働ける環境を整え、子育てと仕事の両立支援を図ることを目的としており、令和6年度は、予算現額7億5千981万円に対し、決算額7億137万7千545円となっております。

決算額の主な内訳につきましては、施設運営の委託料が6億4千706万4千223円、会場等の使用料、賃借料に2千982万6千932円、施設の運営に要する光熱水費等で1千417万2千454円などとなってございます。

○中村みなこ委員 予算額が約7億6千万円なのに対し、決算が7億100万円ほどということです。決算額がかなり少ないので、その理由について御説明ください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 不用額の主なものは放課後児童クラブ運営業務委託料です。

当初は新規開設5か所を見込んだ予算としておりましたが、実際に開設したクラブは2か所でありましたことから、3か所分が不用となったものであり、その不用額は5千435万4千728円

となってございます。

○中村みなこ委員 それでは次に、現在の定員数と利用人数についてお示しください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 令和7年10月1日現在の放課後児童クラブの総数は84クラブであり、総定員数は3千332人、登録児童数は2千667人となってございます。

○中村みなこ委員 定員3千300人ほどで、登録は2千600人ほど、総数で比べるとまだ余裕があるように思われます。それでも、そのクラブによってまちまちです。定員を超えて受け入れているクラブはあるのでしょうか。超えている場合の運営上の問題、定員と受入れ人数に関するルールについてもお示しください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 放課後児童クラブの定員につきましては、各クラブの居室の広さに応じて設定しておりますが、待機児童を発生させないよう、定員を超えて運営を行っているクラブもございます。

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないと規定されており、これを下回ることのないよう、さらに、毎日ではなく、特定曜日は出席しないという児童もおりますので、そうした事情を勘案しながら弾力的な運用を行っているところでございます。

また、運営委託業務における支援員の配置については、さきの国の基準において、1クラブ2名以上としているところ、市の運営規程で、児童数が50名以上のクラブは3名以上とし、さらに、業務委託の際に児童数が60名以上のクラブは4名以上配置するものとし、安全な運営が行えるよう配慮しているところでございます。

○中村みなこ委員 国の基準より多く配置しているということで、大変すばらしいなと思いました。そして、待機児童を出さないために定員オーバーのところはあるとのことでした。

今は、放課後児童クラブと児童デイサービスを両方利用している子も一定数いて、この曜日とこの曜日はデイサービス、それ以外は放課後児童クラブという通い方をするので、定員数だけ比べて判断はできないということです。

次に、放課後児童クラブの支援員について伺います。

支援員の人数、1クラブ当たりの人数についてお示しください。また、不足している実態はあるのでしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 令和7年10月1日現在の支援員の総数は391名で、1クラブ当たりの平均は4.7人となっております。

現在のところ、運営事業者には1クラブに2名以上の支援員配置を求める国の基準以上の配置を求めており、事業実施上的人数の不足はないと認識しております。

他方、特別な支援が必要な児童数が年々増え続けているため、クラブによっては支援員の加配が必要な場合がありますが、十分な人数を配置できないことにより、現場の負担感は増していると認識しており、こうした負担の軽減に向けて、業務の効率化や人員の確保等について、運営事業者と協議を行ってまいります。

○中村みなこ委員 不足している実態はないけれども、現場の負担感は増しているということでした。

それでは、代替支援員が不足しているという問題は以前からの課題でしたが、今の状況について

伺います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 代替支援員につきましては、常勤支援員の休暇の際に交代で勤務するほか、夏休み、冬休みなど、長期休暇の際は、朝から開会するため、多くの勤務をしていただく必要がございます。代替支援員のシフト管理は各児童クラブの常勤支援員が行っておりますが、代替支援員個々の都合や通勤手段等の問題もあり、クラブによっては、長期休暇中は特にシフトの管理が困難であるとも聞いておりますことから、負担の軽減に向けて、運営事業者によるシフト管理のフォローや人員の確保等について、運営事業者と協議を行ってございます。

○中村みなこ委員 子どもや親のニーズは多様化しており、限られた支援員の人数では対応が困難となります。また、子どもたちの個性や状態に合わせて、対応の仕方など、配慮しなければなりません。学校でのトラブルなどでもやもやとかいいらいらを抱えて直行する子どももいます。集まる子どもたちの顔ぶれによっても、日々、対応を変えなければなりません。

それゆえに、職員にも適切な対応が求められることになりますが、支援員の研修はどのように行われているのでしょうか。また、支援員による不適切な対応があった場合の対処はどのようになるのでしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 支援員の研修につきましては、事業者において、一部、リモートも活用しながら計画的に年間10回程度行われており、今年度の研修では保護者とのコミュニケーションや個人情報の取扱い、発達障害の理解等の内容で行っているところです。

支援員による不適切な対応により苦情が寄せられた際は、運営事業者より、支援員に対して事実の確認を行い、必要に応じて改善指導を行うことで再発防止に努めています。

○中村みなこ委員 年間10回、内容を変えながらの研修を行って、苦情があれば改善指導を行っているとのことでした。しかし、実際に職員の対応により居心地が悪くなり、退所してしまうという子もいると聞いています。そのあたりの認識と対応について伺います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 これまでに支援員の対応によって退会された児童がいることは把握しており、退会理由が分かり次第、速やかに運営事業者へ事実確認を行い、当該支援員に対して適切な指導を行うよう指示しておりますが、退会につながる前に改善ができるよう、さきにお答えしました研修で支援員のスキルを上げていくこと、市における現地確認や運営事業者による巡回指導にて現場フォローを継続的に行うなど、安心して利用していただける施設運営を行っていくよう、引き続き取り組んでまいります。

○中村みなこ委員 退会につながる前の改善とありました。そこがポイントだと思いますので、日常のフォローと指導を適切に行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問です。

屋外で遊べないクラブがあると聞きました。毎日ではなくても、天気がいい日ですとか、外で体を動かして遊ばせてほしいのにと保護者の方がおっしゃっておりました。実態はどうなっているのでしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 屋外での活動につきましては、クラブによっては十分に行えていないところがあることは承知しておりますが、各クラブにおける利用児童の状況や設置場所における立地条件も異なりますことから、児童の安全性に最大限に配慮した中で、児童が楽しく安心して過ごすことができるよう、運営事業者と協議を行ってまいります。

○中村みなこ委員 今の御答弁に利用児童の状況や設置場所の立地条件とありました。支援員が外への引率をするとなったら、室内に残る方もいなければならなくて、きっと分散してしまうし、安全面が一番のネックになってしまうのだと思います。本来なら、外での活動ができるような支援員数にすることが必要だと思いますが、そういう必要性は認識されていないのか、後回しにされているのかなと思うところです。

隣のまちでは、ぞろぞろ歩いていき、町営プールを利用していましたし、しおちゅう雪遊びをやっていました。せめて学校のグラウンドとかで遊べるようにすべきだと考えております。

放課後児童クラブは、子ども時代の貴重な時間を費やす場となります。こんな活動をしたい、させたいと思っても、人がいないから、安全面が保障できないから、スペースがないからとなかなかできない現状です。そこをぜひ変えていただきたいと思っておりますが、今後の方向性と取り組るべき事項について伺います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 令和7年度から、放課後児童クラブの民間への運営委託は2期目となっており、当初、運営委託を行った目的である放課後児童クラブの質的拡充のため、運営内容の把握や課題の改善に向け、都度、運営事業者と協議を行っております。

今後も、児童が楽しく安心して過ごすことができるクラブ運営を目指しながら、こうした目的達成に向けての運営事業者の管理、連携を適切に実施してまいります。

○中村みなこ委員 質的拡充はいろいろな可能性が期待できる言葉です。子どもたちの放課後をどうか伸び伸びと過ごせるように変えていってほしいと思います。

適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図るのが目的です。安心、安全に過ごすことに重点が置かれて、適切な遊びの経験をさせられていないのではないかと感じております。それを踏まえて、子どもたちの放課後をどうしていきたいのか、改めて伺います。

○向井子育て支援部長 子どもたちの放課後の過ごし方に関する御質問でございます。

近年、子どもの生活をめぐる環境というのは大きく変化してきているものと認識しております。こうした中で、放課後児童クラブの運営改善に関する御意見につきましては、私たち職員も、現地に赴き、それぞれの状況を確認し、適宜、運営事業者と協議をしながら対応してきているところでございます。

放課後児童クラブでは、学校の教室を使うクラブや敷地内の別棟の建物を使うクラブ、また、敷地外の民間施設を借り上げて使用しているクラブなど、それぞれが異なる環境の中で運営をされており、また、いろいろな個性を持った児童が一緒に過ごす中にあって、一様の運営は難しいところではありますが、各クラブにおいて、児童が安全に、そして安心して楽しく過ごすことができるよう、支援員も工夫をしながら運営しているところでございます。

クラブにつきましては、市の運営規程で小学校等と密接に連携して児童の支援に当たらなければならぬとされており、小学校の校長、教頭には、それぞれ、主事、主事補としてクラブの運営に関わっていただいているところでございます。

今後も、各学校や運営事業者と連携を取りながら適切な運営を行い、子どもたちが充実した放課後の時間を過ごすことができるよう、私たちも努めていきたいというふうに考えております。

○中村みなこ委員 今回は、放課後児童クラブという切り口で、子どもたちの放課後について質問いたしました。

今回、この質問をするに当たり、いろいろ考えていたら、旭川の子どもたちを包括的に見る人、考える人は誰だろうと疑問に思ったんです。学校で休み時間が削られ、思い切り遊ぶ機会が減っています。そして、働き方改革の名の下で早く下校させられる。ついでに言えば、夏場は暑いと学校では外遊びが禁止になる昨今です。学校のプールは、放課後や土日に開放できないところが増え、夏休みですら開放はほんの数日のみ、中には、管理人が見つからず、一切開放しないで水を抜いてしまう学校さえあるんです。そして、子どもたちはというと、ユーチューブ三昧です。

学校で、やれ、授業改善だ、学力テスト対策だ、体力測定のここが落ち込んでいるから、こんな運動を取り入れましょうとやるより、子どものときにはすべき体験を充実させるほうがよっぽど体力向上、学力向上になり、健全な発達に結びつくのではないかと私は思っています。

実際、休み時間に思いっ切り鬼ごっこなどをして汗だくになった後の授業では子どもたちの集中力には歴然の差が出ます。だから、校内の研究授業は、3時間目とか5時間目、休み時間の後に設定したりするのは定例だったんです。そういうようなことについて、学校分野とかだけでなく、もっと広く考えるべきではないでしょうか。学校で休み時間に遊ぶ機会が減っているんなら、遊ぶ機会はなくてもいいのか、必要なのか、必要ならそれはどこで補うのか、これはどこの部署も誰も考えていないですよね。

学校では休み時間を減らしているよ、下校が早まっているよ、タブレットを持ち帰るよ、プールは開放していないよ、放課後児童クラブでは危ないから外で活動できないよ、それ以外の子は、居場所がなく、外遊びをしないでユーチューブやオンラインゲームばっかりだよ、いじめ対策だって、いじめは駄目だよとされて、子ども同士が関わることすらなくなりつつあります。こう並べると、相当心配なことだと思うわけです。

旭川の子どもをトータルで考え、心配して、危機感を持って方針を立てたり、対策を考えたり、それは誰がやるのでしょうか。本市では、その役割をする人、部署がないのではないかですか。それぞれの分野で、皆さん、子どもたちのためにと最善を尽くされているのはもう重々承知です。ですが、それぞれの分野だけしか考えていないのではないかでしょうか。

働き方改革だと言って、休み時間を削って早く下校するとなりましたが、帰った後の子どもたちのことを学校教育側では考えていませんよねと聞いたら、学校に何を求めているんですかと逆に聞かれました。今の流れの逆を行きますよと課長と次長が来てお話し下さいましたが、まさにそういうことです。それぞれの立場でしか考えないわけです。

放課後ことは学校では考えない。これ以上業務を増やせない事情もありますし、そういうことなんですよ。放課後児童クラブでは、安心、安全を考えれば、外遊びはしなくていいわけです。室内でおとなしく過ごせればよしとするしかない、いじめ対応、対策も認知して早期に対応して解決すればそれでおよしとするしかない、そう思っていなくても、現実はそうなっていますよね。

そして、教育予算が少ないということ、これはこういうことだともっと危機感を持つべきです。働き方改革も、児童クラブも、人を増やすのにはお金がかかるけど、日課を変えるのはただです。外さえ行かなければそれで済むし、結局、安上がりなことをして、子どもの経験、子ども同士の活動、関わり合う経験の貧困を生み出しているのではないですか。

皆さん、予算がつかないから仕方ないと思っていますよね。そのしわ寄せが子どもに及んでいるのではないかですか。仕方ないで済まされないと、旭川の子どもたちのことを考えて声を上げる

のは誰ですか。動くのは誰ですか。市の職員にも市教委にも誰もいない、そんな旭川でいいのかと問いたいと思います。何か、副市長、あればお願ひします。

○中村副市長 今、中村みなこ委員からの熱い思いといいますか、そういうものは十分伝わりました。私も共感できる部分はあります。

一つの切り口として、旭川で子ども全体を見る者は誰なんですかということがありましたが、非常にこれも大きな問題ではあります。子育て支援部というものをつくったときは、一定程度、そういう思いというのがありましたけれども、現実として、学校現場の教育委員会の在り方に市長部局である子育て支援部が口を出していいのかというような議論だと、いろんなものがありました。ただ、そういう基本的な考え方というか、一般的に言われていることに甘えてきている部分がもしかしたら我々職員の中にはあったのかなというところがあります。

放課後児童クラブの指導員も、先ほどのとおり、391名がいると答えましたけれども、その中にはいろんな考え方の方がいます。思いつ切り子どもを外で遊ばせてあげたいという人もいれば、やはり、安全が第一だという方もいます。

その上で、どうしていくかというのは、先ほどの組織の問題もそうですし、一人一人の指導員に当たる場合もそうなんですけれども、やはり、一つ一つの事象を丁寧に扱っていくということしかないのかなということがあります。

制度としての子育て支援部と教育委員会の在り方をいま一度考え、最終的に責任を持つ、あるいは、そういうことを総合的に考えるところはどうするかということはやっていかなければなりませんけれども、言い方はあれですけども、それに魂を入れていくには、それぞれの担当が丁寧に、子どものためを思った丁寧な対応をしていくという積み上げしかないのかなと思っています。

私も、ずっとこの間、子育て文教の分科会に出ていまして、いろんな委員の方からの思いといいますか、問題、課題を感じています。その一方で、こちらとしてはこういうことをやっているんだけど、全然、それが何もなっていないんだなというもどかしさを感じるところも非常にあります。私自身も、いろんな課題といいますか、なぜそういうことが起きているのか、我々は、こういうつもりで予算をつけ、こういう制度をやっていっているのに、なぜそれが伝わっていないのか、広がっていないのか、あるいは、効果は出でていないのか、いま一度、丁寧に考え、その対応を考えていく、改めて対応の改善をしていくことの積み重ねしかないのかなと考えております。

思いというのは非常に伝わっておりますし、委員の皆様のいろいろな御意見等もきっちり受け止めながら対応していきたいと考えております。

○中村みなこ委員 以上で私の質疑を全て終わりたいと思います。

○品田委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

---

再開 午前10時39分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○植木委員 おはようございます。植木だいすけです。

本日は、学校教育部について、副読本、ICT教育、そして、小中学校の適正配置に伴っての地

域利用、その中で特認校について伺っていきたいと思っています。

中村みなこさんの切実なというか、本当に思いの籠もった質疑の後で何かちょっと申し訳ないんですけども、今日、私はいものこちゃんのネクタイをしてきました。いものこちゃんが生まれた背景にちょっとだけ触れさせていただきます。

昨年度、まちにち計画が初めて策定されたわけですけれども、そのまちにち計画の報告会が2月にありますて、そのとき、小学校の中學年を受け持っている先生から今どきの小学生は買物公園を知らないんですよという話を聞きまして、我々世代の感覚からすると大変衝撃的だったんですね。

何でそうなのかなと考えると、やっぱり、時代背景があつて、思い返すと、私の小学校の頃の副読本は、ページをめくると、しょっぱなが買物公園だったんですよね。当時は、丸井広場があつて、ロッテリアが単独の建物で、丸井広場のところにハトがたくさんいて、とうきびワゴンがあつて、イベントじゃないのに、人々がうわーっと写真に写っていました。そういういたイメージがあつたので、でも、今はそういう機能を果たしていないのです。買物公園と言われても、子どもたちからしたら、どこが公園なんだろうというぐらいなんだと思うんですよね。イベントのときだけ、何かあつたり、親に連れられて行つたりということなんだと思います。

私は、高校生の頃、買物公園内にある富貴堂の本屋さんでアルバイトをやっていましたし、社会人になってもまちなかで活動をしていました。あと、父親がずっと買物公園かいわいで自営業で仕事をしていましたので、買物公園に親しみがあるんですね。それはさておき、イベントとは違う軸で何か親しみを持つてもらえる方法はないかなと思い、自分でゆるキャラを考え、デザインしてみたんです。買物公園にちなんだ名前のキャラクターにしようと思って、分解して、「かいものこうえん」から「いものこ」というフレーズを見つけ、つくったのがいものこちゃんです。

知っている人は知っているぐらいのキャラではあるんですけども、知った子どもたちはすごく喜んでくれるんですよね。それが広まることによって親しみにつながっていけばなと思っています。

あと、今日、もう一つの分科会で、午後、あさっぴーの質疑をされる方がいるんですけども、そこでいものこちゃんに触れたいと自ら言ってくれましたし、今日はいものこちゃんデーということでこのネクタイで来ました。

話を戻しますけれども、副読本についてです。

小学3、4年生の中學年になって、学校に慣れてきたら、自分の住んでいる旭川はどんなところなのかを知る上でとても大切な教材であると思っています。私も副読本が好きでよく見ていましたし、地域のことをそれで知っていたんだろうなと思うんです。

今の副読本をお借りして見たんですけども、郷土のことのほか、歴史、地理、産業、社会のことが網羅的に載っていて、今見てもすごくためになるなと思っています。それを踏まえ、副読本について質疑していきたいと思っております。

それでは、副読本、地域学習に関し、決算内容についてお聞かせください。

○江渕学校教育部学務課長　社会科副読本整備費につきましては、小学校社会科副読本「あさひかわ」を小学校3年生及び転入してきた3、4年生に無償で配付するもので、決算額は272万7千120円となっております。

○植木委員　それでは、この副読本の執筆ですか、編集の体制がどうなっているのかについてもお聞かせください。

○江渕学校教育部学務課長 副読本につきましては、学習指導要領の改訂に合わせて内容の見直しを行っており、前回の改訂があった令和元年度においては、市内の小学校の教員17名で構成いたします編集委員会を設置し、改訂作業に取り組んだところでございます。

○植木委員 副読本の最後の奥付に取り組まれた先生方のお名前がありますが、そういった方々で手分けして編集していただいたということですね。先ほどお伝えしましたとおり、本当にいろんな分野のことが網羅的に載っているわけです。

今の時代、学習に関わっては地域との関わりというのがすごく大事だなと思っています。そういうつながりをつくっていくという視点で、今後も、地域の専門家の方々や地域の活動に取り組んでいるNPO団体、そして、企業や市民の方々の多様な視点もぜひ取り入れて、協働の編集でも何かしらを取り入れて進めていただけたらと感じたところです。

掲載の内容については指針があるのでしょうか、その点についてお聞かせください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 小学校第3、第4学年を対象とした社会科副読本「あさひかわ」につきましては、学習指導要領に基づき、身近な地域について学ぶことを通して本市について理解を深め、郷土への愛着と誇りを育むことを目的として作成しております。

掲載内容につきましては、教科書を参考として、本市の地理や歴史、産業をはじめ、アイヌ文化や国際交流など、幅広く取り扱うこととし、写真やイラスト、グラフを交えながら児童が本市の特色やよさを分かりやすく理解できるよう工夫しております。

○植木委員 副読本のページをめくると、市民憲章から始まっているんですよね。市役所の前にも市民憲章はありますけれども、そういったところからスタートをするということかと思います。

中を見ていくと、構成として、つかむ、調べる、まとめる、生かすというサイクルで学習していくようになっており、小学校の課程の中でいろんな授業に生かされていくような仕組みとなっていました。

では、この副読本の活用状況をお聞かせください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 小学校社会科の学習において、第3学年では、地域産業と消費生活の様子、地域の様子の変わりについて、第4学年では、地理的環境の特色、自然災害から地域の安全を守るための活動、地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きについて、副読本「あさひかわ」を活用して学習を行っております。

児童の発達段階に応じて、写真や統計など、具体的な地域の情報を通して調査を行うことが大切であり、第5学年、第6学年におきましても総合的な学習において地域課題を探究する際に参考資料として活用しております。

○植木委員 そして、今どきの地域のことを知るという上では、私はデジタル市史の質疑を春にしたことがあるんですけども、そういった本の教材プラスアルファで、今どきの学習の仕方、ツールがあるかと思います。そういったものの活用をどのようにされているのか、デジタルコンテンツの活用状況をお聞かせください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 地域学習におけるデジタルコンテンツにつきましては、旭川市図書館の「ちょっと昔の旭川」における昭和30年代から40年代の本市の駅前や平和通など、中心部の町並みの様子といった写真資料の閲覧をはじめ、インターネット上の北海道や旭川に関する資料を活用しております。

旭川市史デジタルアーカイブのウェブサイトにつきましては教育現場に活用できるコンテンツを整備すると伺っていることから、今後、地域学習での活用について周知を図ってまいります。

○植木委員 副読本には本としてのよさが当然ありますし、デジタルにはデジタルのよさがあるということで、それぞれのよさを使って活用していただく授業、取組を期待しております。

やはり、まちを教材に学ぶということが大事だと思います。商店街ですとか、地元企業、福祉施設、NPOなどが授業に協力するような仕組み、機会をどのように確保しているのか、確保できているのかについてお聞かせください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 本市におきましては、地域の豊かな自然や多様な人材、施設などを活用した体験活動等から、児童生徒が自分のよさを知り、自己の将来や社会づくりに生かすことができるよう、人材や地域のリストを作成し、地域の方々に協力していただく機会を確保しているところでございます。

○植木委員 そういった人材や施設のリストを作成している、コミュニティースクールとか、そういったいろんなつながりが社会にできている中、そういったものを活用し、学校の授業でクラスとして触れ合う機会があるということありました。

今、少子化の中で、地域の方とつながる場面は私たちの子どもの頃と比べると減ってきています。ですから、商店街やNPOのところに出向いていって生の体験をする機会はあればあるほどいいなと思っております。そういった部分は強化していただきたいと考えております。

そして、そういった現場というか、まちで学んだことを子どもたちが発表し、その発表結果を関わった大人たちが知る、そういった還元するまちづくりに生かしていく必要があるかと思います。そういった生かしていることがあればお聞かせください。

○工藤学校教育部教育指導課長 小学校で生活科のまち探検や社会科の校外学習の機会などで地域の方を講師とした授業を実施するほか、中学校では、地域の職場に伺いまして、働く意義ややりがいを学ぶ職業体験を実施するなど、地域資源を教材にした学習を展開しております。

各学校では、学習の実施後、作文やレポートにまとめることやお世話になった方々への札状を作成することなど、自己の学びを振り返る活動を行っており、こうした取組を通じまして児童生徒の地域への愛着が深まり、地域社会の一員としての自覚や貢献意欲が高まっていくことがよりよいまちづくりに資するものと考えております。

○植木委員 学習の成果を学校内にとどめずに地域で共有をして発表する機会を設けることで、学びが次のまちの発展、動かす力になっていくと思っています。将来を担う子どもたちが感じたこと、地域の課題や魅力を自らの言葉で発信し、それを大人が受け止める、そんな世代を超えた連携のあるまちづくりこそ、教育に必要な形だなと思っております。

伺うと、10年に1度ぐらいの改訂ということで、数年後に改訂が見込まれているということなんですけれども、この10年を振り返ると、コロナ禍があつたり、旭川もどんどん変わっていっていると思います。

例えば、デザイン都市としての取組はまちをがらっと変える要素でもあります。そして、醸造文化です。この週末に三番館で醸造のイベントがあるようです。あるいは、まちにち計画とか、SDGsの取組とかで社会が日々変わっていまして、これはそれだけ旭川が努力しているということだと思います。

将来の旭川を担う子どもたちのためにそういういろいろな取組をやっているわけで、改訂においてはそういった新しい旭川の魅力も取り入れていただいて、フォーカスしていただいて、3年生から始まる社会科の学びを通じて、先ほど言ったつかむ、調べる、まとめる、生かすという学びのサイクルを子どもたちが身につけていただけたらと思っています。

紙の教材にとどまらず、体験、そして、デジタルの活用など、地域の連携を含めた立体的な学びの副読本として引き続き進化することを期待しております。

では、副読本については終了しまして、今、デジタルの話もありましたので、ICTの教育についても伺ってまいります。

GIGAスクールが始まって一定の年数がたちました。当初はかなり試行錯誤があったんだろうと思いますけれども、年を重ねることによって先生方もどうやって使ったらしいのかというような悩みの域からは脱したと思いますし、今、日常的に授業で活用するということが積み重ねられているというふうに伺っております。

1人1台の端末が当たるような時代ですが、それを使うことが目的ではなく、どのように活用していくのか、生かしていくのか、それぞれの児童生徒がその端末を使ってどういったことをするのかが大事な部分で、学びを変えていくためのきっかけであったかと思っております。

それでは、その現状と課題を確認していきたいと思いますが、学校ICT環境整備事業の決算状況をお聞かせください。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 令和6年度の学校ICT環境整備費の決算状況についてでありますが、教育用ネットワーク通信の利用料2千686万2千円、1人1台端末の運用管理に係る委託料1千287万2千640円、教材及び授業支援ソフトウェアの使用料2千150万2千360円、1人1台端末のフィルタリングソフトの使用料1千22万6千496円など、合計8千381万3千409円を執行しております。

○植木委員 こういった環境については、しっかりとベンダーさんがついていて、運用については特段問題のない状況かと思っています。

決算ではないんですけども、これからデバイスのリプレースがあり、iPadからクロームOSになるということでありました。活用しているOSが何であれ、活用している仕組み自体はそのまま継続させるということであるので、大きな混乱は今後もないのかなというふうに感じております。

今、1人1台の端末が当たっていますが、その活用実態について伺います。

どのように活用実態を把握しているのか、また、児童生徒自らが端末を活用するような取組につながっているのか、この部分についてお聞かせください。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 1人1台端末の活用状況についてですが、旭川市学校教育情報化推進計画の推進に当たり、児童生徒の情報活用に関する状況の把握を目的として、小学校第5学年及び中学校第2学年の児童生徒を対象に、1年に1回、情報活用能力に関するアンケートを実施しております。

令和6年度のアンケートの結果につきましては、コンピューターの操作やインターネット検索など、基本的な使用方法は小中学校ともに高い水準で定着しておりますが、表やグラフを作る活動については、中学校で肯定的な回答が前年度と比較して増加しているものの、小学校では減少していることから、小学校におけるこの分野の指導の充実が必要であると捉えております。

一方、調べ学習においては、できるだけ多くの情報を集めてから自分の探していることを見つけるようにしている、学習課題についてはいろいろな面から考えたり、自分なりの考えを持つようにしているとの質問に対する肯定的な回答が小中学校ともに増加していることから、児童生徒が自ら考え、端末を活用する場面が増えてきているものと考えております。

○植木委員 アンケートでそういった傾向が出ているということでありまして、自分の考えを持つことにつながっているという肯定的な回答があったということでありましたけれども、実際の授業の現場では、使えることから、いかに使いこなすか、あくまでツールですので、自分の道具として使いこなすことに昇華させることが大切であると思っています。

次に、利用頻度にも関わりますけども、児童生徒の創造的な活用度をより進められたらと思っております。例えば、単なる検索とか発表資料の作成というのも、子どもたちはきっかけを与えるとどんどんどんどん自分でできるようになると思います。その中で、自分の考えを整理したり、発信したり、デジタルはコラボレーションがすごく得意な分野なので、共有して何かをつくり上げるということに発展させられたらなと考えております。

また、ホームページとかでも公開されているリーディングDXの先生方のレベルがどうなのかなと思ったんですけども、ウェブでも公開されていますけれども、モデル学校の研修を通し、先生方も切磋琢磨しているというか、今どきの研究をしながら連携を取っている、そして、学校間とか先生間の格差をなくすような取組もしているということありますので、今後についても期待しております。

その中で大事になってくるのが情報モラルです。

今、スマートフォンを当たり前に持つような時代で、小学生も途中の学年もしくは中学生になったタイミングでスマートフォンを持つんだと思うんですけども、日常的にSNSとかインターネットと関わるようになっています。でも、一歩間違うとトラブルになったり、SNSでの炎上になります。あるいは、詐欺サイトだったり、ネットの世界ではいろんな判断が必要になる場面があるんですけども、やっぱり、子どもたちは社会的な経験が少ないことによって意図せずにそういったところにつながってしまう可能性もあります。

正しく使うことによって価値があるものになりますけれども、そういった危険性について、学校では情報モラル教育をどのように進めているのか、お聞かせください。

○工藤学校教育部教育指導課長 ただいま委員の御質問にもございましたように、特殊詐欺ですか、迷惑行為、オンラインカジノなど、スマートフォンやタブレット等の使用による様々な問題が全国的に発生している状況に鑑みまして、児童生徒がインターネットを適切に活用することができるよう、情報モラルに関わる教育の推進が重要であると考えておりますことから、これまでも、旭川市学校教育情報化推進計画を踏まえまして、児童生徒の学年等に応じて情報モラルの育成に向けた指導を系統的に行っていっているところであります。今年度はそれらに加えまして動画教材を活用した学習を実施しております。

また、令和5年度より、全ての学校におきまして、警察によるSNS等における犯罪の被害や加害の防止等に向けた非行防止教室を開催しているほか、学校の実情に応じまして、その他専門的な知識を有する方を講師とした取組を行うなど、学校教育全体を通じ、情報モラルの育成に取り組んでいるところであります。

今後も、学校訪問等を通じまして各学校の取組への指導助言を行うほか、警察等の関係機関との連携体制につきましても一層の推進に努めながら、児童生徒の指導の充実を図ってまいります。

○植木委員 そういういった情報モラル教育が行うことによって危険性を回避できると。そして、お父さん、お母さんがスマホを使っていますので、気をつけようというようなことに御家庭でもなってくるかと思います。

今、ＩＣＴ教育について伺ってきましたけれども、これは定着して今後も続けていくものであろうと思います。でも、私は、パソコンとかタブレットとか、デジタルを使うことによっていろんな可能性が生まれると思っています。児童生徒の探究心を養うことにもなりますし、プログラミング教育、そして、本市が取り組んでいるデザイン思考においては問題解決の一つの手がかり、方法になろうかと思っています。

子どもたちがそういう考え方で触れる事によって、本市が積極的に進めているまちづくりにもつながっていきますし、子どもたちの創造性を引き出す柔軟なカリキュラムづくりにもつながっていくと思っていますので、引き続き端末の積極的な活用促進を進めていただきたいと思っております。

アナログにはアナログの手法による魅力があるんですけれども、デジタルを使うことによって今までできなかった自己表現、自己実現につなげることも可能でありますので、生徒の創造力を養って、発信する力によって、クリエイティブな活動、コミュニケーションによって、そこからまた新たなものが生まれると。そして、先ほどもちょっとと言いましたけれども、旭川大学の新学部はそういうことも意識した学部になっていると思いますので、大変期待しているところであります。

今後も、ＩＣＴ活用によって旭川の子どもたちが生き生きと学習に生かすことができるようになることを期待しまして、この項目を終えさせていただきます。

それでは、学校教育部への最後の項目として、小中学校の適正配置についてです。

統廃合、そして、通学区域の調整があろうかと思いますが、そこについて伺っていきたいと思っております。

本市でも、少子化によって児童生徒数が減っているということで、昨年、対象となる学校の地域の方々への説明会があったかと思います。私も参加してみたんですけども、その中で出てきたお話を織り交ぜて進めていきたいと思っております。

小学校の適正配置について、どのような考え方で取組を進めてきているのか、また、令和6年度の取組状況についてお聞かせください。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 本市では、少子化により児童生徒数の減少や学校の小規模化が進行する中、平成27年度に令和11年度までの15年間を期間とした旭川市立小・中学校適正配置計画を策定し、統廃合により学校の規模を一定規模に確保することで児童生徒にとって望ましい持続可能な教育環境が実現するよう取り組んでまいりました。

令和6年度の事業概要につきましては、本計画が第2期の最終年度であったことから、有識者、学校関係者、公募の市民等を委員とした旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会を設置し、第3期計画改定についての意見をいただいたほか、パブリックコメントにより素案に対する市民の意見をいただき、改定案を作成し、通学区域の見直し及び統廃合対象校を整理したところです。

○植木委員 今、第3期に向けた改定についての取組をしているということありました。ウェブ

でも載っていますし、パブコメの内容とかそのときの意見なども掲載されております。

小中学校の適正配置において統廃合が検討されていて、小規模校と過小規模校というカテゴリーがあるかと思いますけれども、その状況についてお聞かせください。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 第3期計画では、児童数が100人以下の小規模校である永山東小学校、新町小学校、学級数が5クラス以下の過小規模校である雨紺小学校、正和小学校、近文第2小学校、大町小学校、日章小学校の合わせて7校を統廃合対象校として整理いたしました。

これら統廃合対象校7校に対する現在の状況ですが、計画が第3期に入ったことに伴い、今年5月、6月に、対象校全てで保護者や地域の方などを対象に第3期計画について説明会を実施したほか、統廃合について検討するために学校ごとに保護者などと協議を継続しております。

○植木委員 先ほどもありましたとおり、15年計画の第3期目ということで、15年と見たときのいわゆる集大成の期なのではないかというふうに捉えられる部分もあるかと思います。

今出てきた学校の統廃合について、第3期をめどに統廃合を決定するのかと市民やその地域の方々から心配の声が上がっておりますが、そのあたりはどうなのか、お聞かせください。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 適正配置につきましては、保護者や地域の方の理解を得ながら計画期間内での実現を目指そうとするものであり、引き続き、対象校の保護者や地域と協議を重ね、保護者や地域の方へ丁寧な説明を行い、計画期間内に統廃合への理解を得るよう取り組んでまいります。

○植木委員 説明会においても、市の方針としては、やはり、学校を維持するにはすごく多額のお金がかかってしまう、そして、財政的な部分に直結するものであるというところがある一方、その学校があることによって地域とのつながりが、あるいは、学校がなくなってしまうと地域の力が落ちてしまうというような危惧を持っている方がたくさんいらっしゃいました。その中で、今御答弁いただきましたけれども、決定事項ではないと。協議を重ねて、在り方を検討していくことであろうかと理解しております。

私も人口減少とかの問題に关心を持って取り組んでいると言うと言い過ぎですけども、关心を持っているわけですけれども、そういった地域の在り方といいますか、小規模多機能自治という考え方では、地域の学校を活用し、学校を拠点としたまちづくり、地域づくりをという考え方もあるわけです。そういった地域が必要としている機能を学校に持たせる、学校にというか、学校の空いたスペースを活用してということになろうかと思いますけれども、そういった活用の方法でうまくいっている自治体もあるわけです。

そこで、活用の何か見通しというか、めどがあるのかどうかについてお話を伺っていきます。

現在、小学校の体育館を開放し、スポーツ関係で利用されるということは日常的にあろうかと思います。学校の体育館は使い勝手がいいので、そこを使ってスポーツをやる、練習をするという場面があるかと思います。

まず、そういったことについて伺っていきたいんですが、学校施設の地域利用はどういったケースであればできるのか、お聞かせください。

○板東学校教育部学校施設課長 学校施設の目的外使用については、地方自治法及び学校教育法において、その用途または目的を妨げない限度において、また、学校教育上、支障のない限りにおいて

て、学校の施設を社会教育その他の公共のために利用させることができると規定しております。したがいまして、本市においても、学校施設を利用する者の実態、使用形態、地域の実情などを総合的に判断して許可しており、例を挙げますと、スポーツ少年団の活動、町内会主催の盆踊り、近隣の保育所の運動会等に使用許可を出しております。

○植木委員 例を挙げていただきまして、スポーツの練習だとか活動のほかに、町内会の主催の盆踊りや運動会、保育所の運動会等に使用許可を出しているということで、そういうった範疇であれば利用ができるということありました。

そうしますと、適正配置に関わり、過小規模校、小規模校がありますけれども、そういうった場所を一時的なものではなくて地域のコミュニティー施設にリニューアルといいますか、置き換えて、そういうった施設として併設したりするような利活用というのは可能なのかどうか、見解をお聞かせください。

○板東学校教育部学校施設課長 学校施設における地域コミュニティー施設としての利活用につきましては、他都市において、公民館等との複合施設として整備している事例があることを認識しております。

学校施設と地域コミュニティー施設の複合化については、各施設専用の出入口の設置、児童生徒及び学校関係者以外の住民との動線の完全分離、校内への防犯カメラ設置など、学校を安全に運営するためには大規模な改修を要することから、現時点では課題が多いものと認識しております。

○植木委員 御答弁はいただきましたけれども、文科省では、その中で余裕教室という考え方があります。これは今に始まったことではなくて、20年前くらいのもので、前からそういうた活動を進めている地域もあります。余った教室を地域の子育て支援の施設として活用したり、防災のための倉庫として活用したり、もしくは、文化的な活動、埋蔵文化財のセンターとかですが、学校教育以外で優先的に活用を図るものとして、文科省が策定している平成5年の余裕教室活用指針というようなものがあるようで、そういうた活用の用途も考えられるのかなと思います。

実際にやるとなると、相当な取組となるというか、クリアしなければならないハードルがあるということではありますけれども、学校を地域のために残したいという地域の方々の思いに応えようと思ったとき、そういうた方法もあるのではないかと考えております。

今後、学校、地域、家庭、行政が連携、協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくことを目的とした地域総合拠点、そういうた活用の仕方も検討していけたらと思っておりますが、これについては時期を改めてお聞かせいただければと考えております。

地域における説明会の中で時々意見が上がるんですけれども、学校を残すという中で特認校という仕組みがありますよね。特認校の形にして残すことができないのかといった要望が見受けられるわけですけれども、特認校が旭川に何校かある中で、特認校に関する支出、決算内容をお示しください。また、特認校であることで何か特別な予算が必要となってくるのかについてもお聞かせください。

○江渕学校教育部学務課長 本市では、小学校1校、小中併置校1校を特認校に指定しており、学校運営や施設の維持管理に係る経費につきましては通常の学校と同様でございます。

○植木委員 特別なお金はかかるない、普通の学校と同じだということありました。

現在、旭川市における特認校はどこの学校なのか。生徒数、職員数、運営状況についてもお聞か

せください。

○江渕学校教育部学務課長 本市では、特認校として神居町富沢にある富沢小学校を昭和61年に、小中併置校では東旭川町東桜岡にある旭川第5小学校、桜岡中学校を平成2年にそれぞれ指定しております。

令和6年度の富沢小学校の児童数は27人で教職員数は7人、旭川第5小学校の児童数は14人で教職員数は7人、桜岡中学校の生徒数は27人で教職員数は9人となっております。

○植木委員 人数をお聞かせいただきました。過小規模校と呼ばれる学校もそれぐらいの児童生徒数になるような状況も見えてきていますので、そういったところでは特段違いはないのかなということでありました。

特認校制度ではどうすることによって特認校になるのかという疑問が出てくるんですけれども、まず、特認校制度を取り入れた背景と特認校であることによる意義と特徴についてお聞かせください。

○江渕学校教育部学務課長 就学すべき学校については、居住する住所から指定されることが通常であり、本市においても原則として市が定める通学区域の学校に入学を指定しております。

このような中、本市では、郊外に位置する小規模校において、自然と触れ合う中で豊かな心とたくましい体を育てたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件の下、通学区域に関係なく就学を認めており、各学校においてはそれぞれ特色のある教育活動を展開しているところでございます。

○植木委員 次に、特認校のメリット、デメリットについてもお聞かせください。

○江渕学校教育部学務課長 特認校制は、豊かな自然の中で子どもを学ばせたいという保護者の思いに応えることができるほか、地域の活性化につながることがメリットであると考えているところでございます。

一方、登下校時の安全確保のため、保護者の送迎を原則としていることによります保護者への負担、また、通学範囲が広くなることによります教員への負担のほか、小規模校において手厚い支援を期待する児童生徒が入学を希望するケースが増えてきていることなどの課題もあると認識しております。

○植木委員 地域の方々から特認校として残す道はないのかというような要望が出ていますけれども、どうすることによって指定がされるのかです。

先ほどお話をありましたとおり、昭和61年と大分前に遡ります。そして、平成2年に指定されたという背景があるわけですが、指定される要件、そして、判断、考慮する要素があればお聞かせください。

○江渕学校教育部学務課長 特認校の指定に当たりましては、特段の制約や定めはなく、学校選択制のタイプの一形態として、これまで、本市の特色を踏まえ、保護者や地域住民の皆様と意見交換を重ねながら指定してきたものでございます。

○植木委員 学校選択制のタイプの一形態だということで、特段の制約や定めはないという御回答でした。

その中で、自然の豊かな地域の学校において、そういった特色を生かした中で学ばせたいという親御さん、保護者の方々の思いに応えようという意図があったのかなというふうに思います。

特定の学校を特認校に指定するということについて定めがない中で、学校選択制、特認校の学校を置くことの必要性は誰がどのように考えるのか、お聞かせください。

○江渕学校教育部学務課長 人口減少や少子化の進展が著しい中、新たな教育課題や多様化するニーズへの対応が求められており、学校選択制の一つである特認校の在り方や必要性についても、保護者や地域住民の皆様から意見を伺いながら、様々な検討を進めていく必要があるものと考えております。

○植木委員 今、廃校の対象となり得る学校が5つある中、特認校への期待を持っている状態であります。何とか、その気持ちに寄り添う、お応えをするために何とかならないかなと思う一方、いろんな状況があり、特認校として残すにもハードルがあろうかと思います。地域の理解とか、協力とか、そういったもの一つ一つの積み重ねかなと思っています。

先ほどちょっと触れましたけれども、アンケートを読むと、その学校、学校の生の声が聞けるわけなんですけども、やっぱり特色があるんだなとよく分かるんですよね。ここの学校はこういうことに力を込めてるといいますか、思いを込めてるというのがあって、学校によって特色があると思っています。

私が統廃合の質疑をするに当たって、知り合いに聞いてみたところ、過小規模校の対象の地域に住んでいる方なんですけども、きょうだい2人で全く性格が違っていると。たくさんの児童生徒がいるところで本当に生き生きする子もいれば、もう一人は、全くそうではなくて、小さい規模の中で先生と触れ合ったり、仲よくなったり、その同じ学校の生徒と仲よくなる、大きいところは苦手だという方もいるということでした。やはり、大きい学校には大きいなりのメリットが、そして、小さい学校には小さいなりのメリットがあるんだなというふうに感じました。そして、小さい学校のよさを実感している人たちはその学校を何とか残したいと思っているわけです。

また、現在の特認校の特色となっている自然という要素が本当に必要なのかどうかです。例えますけれども、別なスタイルとして、市街地における特認校のモデルケースというものがあつてもいいのではないかというふうに感じました。

まちなかであれば、交通の便がいいので、自分で交通機関に乗って通う、小規模ながらも、そういった地域の方との触れ合いのある学校、そういった地域の人たちが応援している学校というのも一つの形であろうと思います。

そういったことも含め、市街地における特認校のモデルケースについて見解をお聞かせください。

○坂本学校教育部長 通学区域に関係なく就学を可能とする学校選択制については、自由選択制ですとか、特認校制など、先ほど担当課長から答弁したとおり、幾つかのタイプがございます。本市においては、こうした制度を活用して、昭和61年、平成2年に、自然に恵まれた郊外にある学校を特認校に指定して特色ある教育活動に取り組んできたところであります。

地域資源を活用した特色ある教育活動の推進に当たっては、社会経済環境の変化や技術革新などに応じて国の方針も変わってきておりますので、様々な形態を念頭に置きながら、特認校の在り方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○植木委員 御答弁をありがとうございます。

今まで適正化における学校施設の在り方について伺ってきましたけれども、統廃合の対象となっている学校に通う児童生徒の保護者、あるいは、子どもたちを通わせているわけではないけれども、

学校に関わってきた地域住民として地域力を発揮してきたという部分があります。

特認校として学校の存続を期待する声というのは一定数ありますし、それで何とかこの地域を守っていきたい、小学校があることによっての地域の活性化というお話もありましたけれども、今後の人口減少の中であっても守っていきたいというような思いがあります。

このような背景を踏まえまして、特認校の今後の在り方について、教育長、見解をお聞かせください。

○野崎教育長 ただいま御質問いただきましたが、統廃合も含め、第3期の適正配置計画に関わり、今回、地域での説明会を進めてきたところであります。

このような中、統廃合対象校の保護者や地域からは、特認校として学校を存続させることはできないかというふうなお声をいただいていることは承知しているところであります。

学校というのは、やっぱり、地域においてはシンボルであり、できれば学校を残してほしいという思いはそれぞれの地域で持っているのかなと思っております。そんな中で特認校はというお話をいただいているわけですが、自然の中で学ばせたいという現在の特認校は、先ほど昭和61年からということで、40年が経過しているところであります。

この間、人口減少や少子化が著しく進展をしておりまますし、学びの在り方といいますか、物を学んでいくという在り方が知識の習得から自分で学びに向かっていくというような形へと変わってきています。教育の在り方も変わっているし、教育に関するニーズも多様化しているところであります。

このように、この40年で環境が変化しているということありますので、先ほど部長からも答弁がありましたように、特認校の在り方や必要性について、冒頭に委員からもお話があったように、財政的な見地を片方では念頭に置きながらとなりますけれども、このたびの説明会でいただいている保護者や地域の皆様からの意見も参考にしながら考え方を検討し、整理していく必要性が出てきているのかなというふうに考えているところであります。

○植木委員 御答弁をありがとうございます。

都心部とかに行くと通学区域が関係のない学校の在り方もあるというふうに聞いています。そういった形で、今までに話もありましたけども、現代的な解決の仕方があるのかなというふうに考えております。それをモデルケースとして、今後、人口減少社会がまだまだ続く中、市街地におけるといった特認校の仕組みを何とか模索していくらなと考えております。

私からの質疑はこちらで終了となります。今後も地域住民の方々としっかりと意見交換を重ねていただけたらと思います。

○品田委員長 少し早いですが、休憩に入ることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

---

再開 午後1時00分

○笠井副委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○横山委員 それでは、残りが大体2時間ぐらいありますので、そこまではかからないかなと思いますが、子育て支援部、社会教育部、学校教育部ということで質疑をさせていただきたいと思います。

まず、子育て支援部に特別支援保育事業補助金について質問します。

これまで何度か小中学校の特別支援学級在籍の児童生徒急増の問題、それによる学校現場の混乱の状況等について取り上げてきたのですが、その原因の一つが乳幼児健診などを通じた障害特性の早期発見、早期対応が求められているということがあるのではないかというような指摘をさせていただきました。

昨年の予算等審査特別委員会の分科会でも保育事業に関わって質問をさせていただきました。就学段階だけではなく、保育園の選択段階から、障害を持つお子さんの保護者は様々な壁にぶつかっているというお話を伺っています。

時代はといいますか、世の中は、障害のあるなしにかかわらず、みんな一緒に育つことを目指す共生社会の実現を目指しているわけですので、そうした早期の対応ですとか、医療機関の診断ではなくて、どの子も地域の保育施設で育っていくことを保障するということを目指すべきだと思っています。

繰り返しますが、昨年度の予算等審査特別委員会の分科会では、この補助金の活用を通して、どの子も地域の施設で受け入れる体制をつくる、その結果、同じ場で共に育つ、共に学ぶということを市として保障していく、就学後も一貫してその考え方の下で子どもたちの育ちを支える、機能訓練や社会適応など、障害児だけが努力や成長をより求められる医学モデルではなくて、その子どもをありのままに受け入れ、社会の側が変容する社会モデル、人権モデルへの移行を進めるということが必要であることも述べてきたと思います。

そういう問題意識の中、昨年度の特別支援保育事業補助金の概要と決算について、まず、御説明をいただきたいと思います。

○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 特別支援保育事業補助金につきましては、特別な支援を要する児童が安心して保育や教育を受けられるよう、保育士の加配などに要する経費を補助するものです。

補助の対象は、市内の認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業で46施設を対象としております。

保育士などの配置基準及び補助基準額につきましては、児童の障害の程度により設定しており、令和6年度におきましては、46施設のうち、実際に受入れを行った44施設に対して、合計1億6千190万202円の補助金を交付しております。

○横山委員 ただいま、46施設を対象にしていて、実際に44施設で受入れを行っているという答弁がありました。

それでは、実際に受け入れる側の審査、また、それまでの様々な手続等についてはどのようにになっているのか、また、子どもや保護者の利用状況はどのようにになっているのか、これについても御説明をいただきたいと思います。

○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 本事業の体制につきましては、保護者からの申請を受けて市職員が園に赴き、児童の保育観察を行い、職員及び園長、また、保育士等で構成する

審査会で協議の上、利用を決定しております。

利用状況といたしましては、相談件数が増加傾向となっておりまして、受入れをする園についても令和6年度は前年度と比較して3園の増となっております。

また、対象施設においては定員数を設けておりますが、定員を上回る受入れを行っている園も多く、全体の定員162人に対し、実際の利用人数は197人となっており、発達支援や加配保育士の配置に関するニーズの高まりを受けて本事業の利用も年々増加している状況となっております。

○横山委員 審査会での協議の上、利用決定ということなので、一定のハードルはあると思いますが、それでも結果的には多くの施設で支援の必要な子どもたちが受け入れられて、少しづつ拡大しているということも分かりました。

また、現在は保育士不足の中で各施設も非常に苦しい状況だと思いますが、努力されていることについても敬意を表したいなと思います。

ただ一方で、増え続けているニーズにこのような体制で継続をしていくのかどうか、将来的に心配なところがあります。学校もそういったことで様々な混乱にぶち当たっているところもあると思いますので、その辺の懸念についても指摘をしておきたいと思います。

また、審査会での協議の上で利用決定ということなので、一方で断られるケースはないのか。

それから、案内等では集団保育が可能なお子さんは受け入れるみたいな書き方をされているようなものもあるということで、昨日、市内で発行された雑誌にもそのような掲載がされていました。私も何年か前に相談を受けたことがありましたが、なかなか受け入れてもらえない、そういう施設がなかなか近くにないというような実態もかつてはあったのですけども、現在、そのようなことはないのかどうかについても心配なところがあります。

細かい部分、これから部分についてはまた別の機会で検証していきたいと思いますが、そういったことも含めて、この事業について課題はないのか、今後の見通しも含めて伺いたいと思います。

○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 本事業の課題といたしましては、障害のあるお子さんや発達に特別な支援を要するお子さんの受入れが年々増加しており、現場の保育士の負担が大きくなっていることが挙げられます。

また、対象児童の障害の程度の違いにより支援内容も多様化していることから、園ごとに支援体制や職員の経験に差が生じている点も課題と認識しております。

加えて、特別支援保育に対応する施設の数が頭打ち傾向となっており、受入れ拡大に向けて保育施設への支援体制を強化し、地域における保育の質の向上を図っていくことが重要であると考えております。

今年度からは、旭川市保育センターが本事業を所管しており、保育士資格を有する職員が観察保育や審査会の場で各園の困り事に助言を行うなど、現場に寄り添った伴走支援を進めております。

今後は、特別支援保育の実施が難しい園に対して課題の把握や支援策の検討を進めるほか、他園の取組事例を共有しながら園同士の連携を強化するとともに、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが質の高い保育を受けられるよう、引き続き保育体制の充実に向けた支援を行っていきたいと考えております。

○横山委員 私としては、まだまだこれは途上の事業で、今後、全ての施設で全ての子どもが受け入れられる体制をつくる、それを目指す必要があると思います。そのためには、各施設で働く保育

士の皆さんの中にもに対する考え方がフルインクルーシブでなければならないのではないかなどといふうに考えています。

市の保育センターが、そういった考え方の、また、支援の中核としても期待されていると思います。保育所の待遇改善なども含めて、今後の保育体制の充実をぜひ図っていただきたいということを指摘して、これについての質問を終わらせていただきます。

続きまして、社会教育部に、アイヌ施策推進費を中心とした、いわゆるアイヌ施策に関わる様々な予算執行について、何点か伺いたいと思います。

毎年、予算、決算で取り上げていることで、経年の経過をずっと見ていくという意味もありますので、今回も事業の検証させていただきたいと思います。

国の交付金活用も含めた旭川市のアイヌ施策推進計画とその事業の概要、決算状況について、まず、御説明をいただきたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 本市のアイヌ施策の推進に当たっては、アイヌ施策推進地域計画に基づき、国のアイヌ政策推進交付金を活用し、文化振興、地域・産業振興、コミュニティ活動支援の各種事業を実施しているほか、アイヌ施策推進基金を活用した事業についても実施しております。

令和6年度のアイヌ施策推進費の主な内容のうち、交付金を活用した事業としましては、小中学生を対象としたアイヌの歴史や文化を学び体験する学習プログラムの実施費として166万9千848円、アイヌ文化をテーマごとに紹介する小冊子等の作成として129万2千60円、アイヌ民族資料のレプリカの制作として44万円、知里幸恵紹介リーフレットの作成として38万1千700円などであり、基金を活用した事業としましては、JR旭川駅構内でのアイヌ古式舞踊を披露するイベントの実施費として49万9千950円となっており、決算額合計で438万6千747円となっております。

○横山委員 昨年度でアイヌ施策推進地域計画の第1期が終了していると思います。既に第2期の計画も進行していることだと思いますが、第1期計画の総括、第2期計画による事業の進め方について御説明をいただきたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 令和2年度から令和6年度までを計画期間とした第1期となるアイヌ施策推進地域計画では事業を大きく4つに分類して実施してまいりました。

1つ目は、アイヌ文化の保存または継承に資する事業で、嵐山公園内のアイヌ文化の森・伝承のコタンにあるチセの整備を行ったほか、チセを活用したアイヌ文化体験ワークショップの実施、2つ目は、アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業で、アイヌ語やアイヌ文様刺しゅうなどのアイヌ文化の関連講座を実施したほか、アイヌの歴史や文化を学び体験する学習プログラムの実施、3つ目は、観光の振興、その他の産業の振興に資する事業で、アイヌ文化関連スポットを外国人観光客等に紹介するための観光モデルコースの開発や、川村カ子トアイヌ記念館新館整備事業への支援、4つ目は、地域内もしくは地域間の交流または国際交流の促進に資する事業で、市民生活館や近文生活館の施設設備の整備等を実施しました。

一方で、アイヌ団体による自然素材育成活動の促進やアイヌブランド商品の開発、アイヌ記念館の夜間特別開館など、実施体制等の課題もあり、実施できなかった事業もありますが、先ほど申し上げた各種事業を実施したことにより、アイヌ文化の理解の促進や保存と伝承、アイヌ文化を生か

した観光の振興が図られるなど、一定の成果があつたものと認識しております。

今年度から5年間の第2期となるアイヌ施策推進地域計画は、今年3月に国の認定を受け、策定したところですが、各年度の事業実施に当たっては、学識経験者やアイヌ関係団体などで構成するアイヌ施策推進検討会の意見を伺うとともに、アイヌ関係者との個別の協議も進めながら着実に実施していきたいというふうに考えております。

○横山委員 るる説明をいただきました。

成果の一方で課題として残されたものもあったということで、それが第2期計画にも生かされているというふうに認識をしています。ただ、個人的な印象ですけども、残念ながら、市民によって支えられたアイヌ文化振興、旭川の独自の取組というところまではまだまだ行っていないのではないかというふうなことも感じています。

アイヌ民族の皆さんの中によらなければならぬこともあるでしょうし、広く市民の理解、努力、関わりも必要なこともあると思います。当然、行政が中心となって行うことであれば、裏方となって広げていかなければならぬことなど、様々な段階の課題があるのだと思いますので、それらを整理して、ぜひこの取組自体を市民にも示していく必要があることを指摘しておきたいと思います。

決算の場ですが、今後のアイヌ政策の基本的な考え方、それから、施策事業の見通し等について、最後に総括的に伺いたいと思います。

○田村社会教育部長 第2期のアイヌ施策推進地域計画は、上川アイヌに関する文化の保存、継承、理解促進に加えまして、地域産業や観光の振興、地域内、地域間の交流促進等に取り組み、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目標に掲げまして、アイヌ文化の保存と伝承、アイヌ文化の理解促進、アイヌ文化に関する施設整備、市民の主体的活動の促進、仕事の創出の5つを基本方針として定めているところでございます。

この基本方針につきましては、第1期計画で進めてきました方向性を継承した上で、市民の主体的活動の促進と仕事の創出の2つを第2期計画での新たな要素として加えたところでございます。

1つ目の市民の主体的活動の促進では、地域のアイヌ文化の持続的発展を目指すという観点で、委員の御指摘もありましたとおり、アイヌの当事者だけではなく、アイヌの文化の振興に取り組む方を増やしていくという取組でありますと、具体的には、アイヌ文化施設等への訪問者数の増加に向け、観光関係者がアイヌ文化に関連する情報を積極的に発信することを促す取組を実施してまいります。

また、2つ目の仕事の創出では、公的支援だけではなく、アイヌの方が自ら資金を確保していくといったことを支援する取組でありますと、具体的には、食や家具などの地元の特徴的な産業に関わる企業等とのコラボによりまして、アイヌ関連の新たな商品、サービスの開発、販売を支援することを考えております。

今後のアイヌ施策の推進に当たりましては、この新たな要素の趣旨も踏まえ、関係部局と連携しながら必要な各種事業を実施してまいります。

○横山委員 部長に総括的に答弁していただきまして、ありがとうございました。

最後に、私からは、今後に期待したいことということで何点か指摘というか、こんなことを私は考えているということを受け止め、聞いていただければと思います。

私は月に2度ぐらい嵐山に通っているのですけども、先日も本州の大型バスで観光客の団体が訪

れていました。たまたまそのバスが、その日の夕方にアイヌ記念館に来ていたので、私も、アイヌ記念館で会議があったものですから、副館長に伺うと、本州からだということでした。ツアーの名前ははつきりしないのですけども、カムイと共に生きるとかというような、カムイというネーミングされたツアー名だったらしく、本州客だったそうです。

ネットで旅行会社のツアーを見ますと、「カムイへの祈りー北海道アイヌ信仰をたどるー3日間」というようなネーミングのツアーもあるようです。恐らく、海外または道外の観光客の関心も非常に高いのではないかというふうに思います、私たち旭川に住む市民の足元はどうなのかなということをいつも気にはしています。

先ほど、市民の主体的な活動促進ということに触れられていました。先日、えびな委員にも紹介していただきましたが、嵐山で観察できる野鳥を何とか皆さんに認識してもらいたいということでおもも関わっていこうかなと思って取り組んでいるのですけど、いろんな方が様々な取組を行い、裾野を広げてほしいなということです。別に私の冊子を紹介してほしいという意味ではないのですけども、大事な財産がたくさんあると私は思っていますので、その一助になればなというふうに思っています。

それから、先日、神居古潭にも行きました。カムイリンクスのゴンドラに乗った後に神居古潭に寄ってきたのですけども、南山商店が閉店してしまって、駅の対岸側にはトイレもないという状況でした。ただ、神居大橋周辺の改修工事等が行われているような様子はありました。

ただ、旧駅舎も非常に古いままでし、中の展示も大分古くなっているので、サイクリングロードも含めた周辺の整備にぜひ期待したいです。アイヌ神話の重要な聖地という位置づけをぜひこれからも大事にしていっていただきたいなと思います。

それから、3つ目に、市内の各所にアイヌ文化を象徴する建物、遺産等があるのですけども、市の中心部に、アイヌ文化を象徴するような、例えば、モニュメントのようなものだと、建物の外観にアイヌ文様があるものだと、そういった象徴になるようなものがずっとないと気にしていました。やっぱり、道外や海外から訪れる方は、旭川に来ればそういうものが見られる、体験できるということを期待してくるのだと思うのです。ほかの道内のまちと同じような駅前の風景だけいいのかなというような思いもありますので、ぜひそんなことも検討していただきたいと思います。

それから、毎年言っていました知里幸恵資料室を今後どうしていくのかです。

私は北門町の敷地内に別棟をみたいなことをずっと言っていたのですけども、様々な方から他のいろんな意見も伺っているところでもありますので、もう少し広い議論をこれからしていただければなというふうに思います。

それから、アイヌ記念館友の会という団体があります。私もちょっと関わらせていただいて、そのメンバーになっているのですけども、今年からボランティア活動を組織化するという取組を行っています。

アイヌ記念館の維持管理が、川村館長、副館長からつながる皆さんだけでは非常に大変だということで、例えば、草刈りですとか、これから冬は除雪のこともお願いしたいというようなこともあります、そうやって市民が支える仕組みをつくろうというふうにしています。

モデルになったのは三浦綾子記念文学館のボランティア組織なんだそうですが、そういった裾野を広げる取組もぜひ考えていただければいいなと思います。

最後に、午前中に植木委員が取り上げていただいた社会科の副読本についてです。

私も、この間、学務課からお借りして中を見せていただいて、アイヌ文化、アイヌ民族に関わる記述を検証しましたけども、逆に旭川のアイヌ民族のことを、この一冊があれば端的に理解できるというものが残念ながらないんですよね。いろんなものに断片的に記載されているものはたくさんあるのですけども、この一冊をよりどころにして、そこを入り口にして研究や探求を広げていくというような資料や本が必要なのではないかなというふうに思います。

旭川には旭川叢書という市の財産もありますので、そこに1冊加えるような取組もぜひ地域計画に取り入れていただきたいなど、あわせて、子ども向けのものをもう一冊ということで期待しています。

お願いをするばかりではなく、私自身が個人としてできること、また、仲間とできることをこれからも追求していきたいと思いますので、市と教育委員会とともにいろいろ考えさせていただきたいということを申し述べて、この質問を終わりたいと思います。

残りは全て学校教育部に関わって、大きく9点を取り上げたいと思います。

10分ぐらいずつやると90分になるかなと思います。

それでは、議員になってから、毎年、予算、決算で取り上げてきた特別支援教育推進費を活用した補助指導員の配置について、今年も検証をさせていただきたいと思います。

まず、昨年度の事業内容と決算の概要を御説明ください。

○江渕学校教育部学務課長 特別支援教育推進費につきましては、特別支援教育の推進を図ることを目的として、特別な教育的ニーズのある児童生徒に適切な支援を行うため、特別支援教育補助指導員を各学校へ配置し、支援体制の充実を図るものでございます。

決算額は2億6千82万9千534円で、財源につきましては、特別支援教育補助指導員のうち、医療的ケアを実施する看護師の配置に係る経費については、国の教育支援体制整備事業費補助金を活用し、事業費の3分の1の1千550万2千円が措置されているほかは一般財源となっております。

○横山委員 では、補助指導員の実際の配置状況についてはどのようにになっているでしょうか。各学校の配置の要望にどの程度応えているのか、また、配置の考え方等について御説明ください。

○江渕学校教育部学務課長 令和6年度の特別支援教育補助指導員の配置につきましては、68校から157名の配置要望があった中、特別な教育的ニーズのある児童生徒の状況を踏まえ、令和5年度の86名から増員し、57校に101名を配置いたしました。

配置された補助指導員については、各学校の状況に応じながら、特別支援学級や通常の学級において対応しているところでございます。

なお、101名のうち、12校に配置した17名につきましては、看護師等の資格を持ち、医療的ケアが必要な児童生徒に対応しているところでございます。

○横山委員 医療的ケアを行う看護師資格を持つ補助指導員以外については一般財源で配置していると。2018年に伺ったときは81人だったんですよね。196名の配置要望が現場からあって、81人ですから、40%ぐらいの実現だったのですけども、昨年度は157名の希望に対して101名、64%ということで、教育委員会として御努力をいただいたということについては高く評価させていただきたいと思います。

ただ一方で、ニーズが増えており、支援学級在籍の児童生徒を増やすということで、結局、ずっと補助指導員の数が追いつかないということになっていくのではないかなどというふうに思います。

また、現場からは、補助指導員の方が単独で子どもを指導できないということなので、例えば、教員免許を有する支援員についても検討すべきなんじゃないかななどということで、今後の予算等の中でぜひ議論をしていただきたいというふうに思います。

直接、特別支援教育のことではないのですけども、実は、近年、外国籍の児童生徒が増えている、または、日本語使用に困難を抱えている児童生徒が増えてきているというような話を聞きます。全国的にはかなり深刻な問題になっている自治体もあるようですが、旭川市の実態はどのようにになっているのでしょうか。

日本語指導に特別な配慮が必要な子どもたちの実態をどのように押さえて、どのような指導体制を市教委としては考えて取り組んでいるのか、御説明ください。

○江渕学校教育部学務課長 市内小中学校に在籍する外国籍の児童生徒数につきましては、令和7年3月末現在で、小学校で18人、中学校で12人の合計30人となっております。

そのうち、日本語指導及び支援が必要な児童生徒数につきましては、小学校で12人、中学校で4人の合計16人であり、加配された教員や特別支援教育補助指導員、あるいは、日本語ボランティアが対応している状況にございます。

○横山委員 何年か前に伺ったときには10名ぐらいと言っていたような気がするのですが、現在は30名ということで、恐らく、これはこれからも増えていくのではないかなどというふうに思います。

国籍等の内訳も情報として教えていただきましたけども、ネパールからの方がが多いということでした。ネパールの方は何語で対応すればいいのかなどと話させていただいたと思うのですが、それに対して、加配教員ですとか、特別支援の補助指導員の方が対応している、言語によっては日本語のボランティアが対応しているというようなことも伺っています。

ただ、現場任せとか、その場対応、または、ボランティア頼みにならないかなどというのが懸念されます。既にこういった問題がクローズアップされている自治体では、大人から子どもまで、日本語に困難を抱えている方の対応をする窓口をつくって、言語別にスタッフをそろえているというような話も伺ってきましたので、対象の子どもがまだ少ないうちに何らかの体制を整えておくことが必要ではないかなどだけは指摘させていただきたいと思います。

続きまして、就学援助制度と特別支援教育就学奨励費について伺いたいと思います。

議会の中で私が取り上げるのは初めてかもしれないのですけども、この2つの制度の概要、あわせて、昨年度の決算の状況について御説明ください。

○江渕学校教育部学務課長 就学援助制度は、教育の機会均等を目的とした教育奨励の取組として、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を支給する制度であり、本市においては生活保護基準の1.32倍の所得基準までの世帯を対象としております。

また、特別支援教育就学奨励費につきましては、旭川市立小中学校の特別支援学級に在籍または通級指導教室に通級している児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、保護者が負担した費用の一部を支給する国の制度であり、支給費目ごとに世帯の所得状況に応じて実費の全額ま

たは2分の1の額を限度額の範囲内で支給する制度となっております。

令和6年度の決算額は、就学援助制度で、小学校が2億574万3千386円、中学校が1億7千877万8千691円、特別支援教育就学奨励費で、小学校が3千56万8千276円、中学校が1千746万5千904円となってございます。

○横山委員 それでは、その各制度の支給内容、費目等はどのようになっていますか、御説明ください。

○江渕学校教育部学務課長 就学援助制度につきましては、学用品費、新入学用品費、体育実技用具費、修学旅行費、通学費、宿泊研修費、医療費、学校給食費、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費などとなっており、定額または実費の全額を限度額の範囲内で支給しております。

また、特別支援教育就学奨励費につきましては、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、体育実技用具費、修学旅行費、通学費、校外活動費、学校給食費などとなっており、実費の全額または2分の1の額を限度額の範囲内で支給しているところとなってございます。

○横山委員 様々な費目に充てられているということも分かりましたが、医療費は旭川市では高校生まで無料になりましたので、実質、これからは外れているのかもしれません、近年、物価高騰で、学用品など、様々な費用が値上がりをしています。当然、保護者の経済的負担は大きいということは誰しもが理解をしているところだと思いますが、支給単価の見直し等はされているのでしょうか。

○江渕学校教育部学務課長 就学援助制度のうち、定額支給分につきましては、国が定める要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に準じており、これまで国見直しに合わせて支給単価の引上げを行っておりまます。

一方、特別支援教育就学奨励費につきましては、国の制度であるため、これまで国見直しに合わせて支給単価の引上げを行っておりまます。

○横山委員 特別支援教育の就学奨励費のことについてです。

実際に学校で特別支援学級を担当している教員からこういう相談がありました。結局、保護者の実費負担に対してお金を支給することになっているので、報告書を作成して、レシート等の提出が必要となると。その整理を担当者がやっていて、非常に作業が煩雑である、何とかならないのかということで相談を受けたことがあります。

保護者もレシートを全部ためていなきやいけないし、たまたまものを学校に出て、それをまとめて報告書を作るということになるのだと思いますので、その辺の事務負担を軽減するような方法、例えば、定額支給にすると。就学奨励費は定額支給のものもあると思いますので、そういったことで事務負担を軽減するようなことはできないのか、見解を伺います。

○江渕学校教育部学務課長 事業の実施主体であります自治体が、地域や学校の保護者負担の実情などを踏まえ、通常必要とする学用品の購入費等について整理した上で定額支給を行うことは認められているものの、財政負担が増えるため、課題があるものと認識してございます。

実費負担額の報告に関して負担が生じていることは承知しているところであり、報告書の作成の簡素化を図るなど、事務負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○横山委員 特別支援学級在籍の児童生徒が増えている現状を踏まえると、簡素化、負担軽減はや

つぱり必要なことだと思いますので、ぜひ早急に検討をいただきたいなと思います。これについては終わりたいと思います。

次に、いじめ問題対策推進費について伺います。

これについては、昨日、上野委員も若干取り上げていましたが、特にいじめ対策コーディネーターのことについて伺いたいと思っています。

その前に、事業の概要と昨年度の決算状況について、まずは御説明ください。

○田村学校教育部主幹 いじめ問題対策推進費につきましては、いじめの防止等の対策を推進するため、学校、教育委員会及び関係機関等と連携し、様々ないじめ防止等の取組を進める目的としており、決算額につきましては2千2万7千728円となっております。

主な内訳としましては、いじめの重大事態に関する調査費用として899万4千303円、いじめ対策コーディネーターの配置として832万7千795円、人権教育プログラムの実施として144万8千20円などとなっております。

○横山委員 それでは、そのうち、いじめ対策コーディネーターの配置の状況と業務内容について伺いたいと思います。

○田村学校教育部主幹 いじめ対策を専属的に行う職員として令和5年度より配置しているいじめ対策コーディネーターにつきましては、令和6年度から1名増員し、3名体制としております。

業務内容としましては、定期的な学校訪問による各学校のいじめ対応や未然防止の取組の状況の把握のほか、重大化につながるおそれがある事案が発生した際には、学校いじめ対策組織会議に参加し、学校が策定するいじめの解消までの対処プランについての助言を行うなど、学校におけるいじめ対応への直接的な支援を行っております。

○横山委員 昨年度から1名増員して3名体制ということで、70何校ありますので、ざっと割れば1人20数校ということになりますね。そう単純な話ではもちろんないと思うのですけども、一方で、いじめの認知件数が7千件を超えていて、全てにいじめ対策コーディネーターが関わっているわけではないと思いますけども、実際にどれぐらい担当件数として関わっているのかというような課題もあるんじゃないかなと思います。

この3名の配置による成果、一方で、課題について、それぞれどのような認識でいるか、伺いたいと思います。

○田村学校教育部主幹 配置による成果につきましては、校長として実務経験のある退職教員をいじめ対策コーディネーターとして任用しておりますことから、法の定義を踏まえつつ、学校経営経験に基づく専門的な知見から学校支援に当たることができており、学校の対応状況や経過を踏まえて継続的な助言を行うことにより、いじめの重大化や長期化の防止が図られているものと考えております。

課題につきましては、学校での積極的な認知への意識が徹底され、令和6年度の認知件数が7千498件となっており、3名のいじめ対策コーディネーターの担当する事案数が膨大となっていることが挙げられます。

学校への支援をより充実したものとしていくためには、コーディネーター業務を担う一定数の配置が必要であると考えておりますことから、いじめ対策コーディネーターの任用形態や人員確保についての検討を進めるとともに、いじめ対策専門教諭の学校への配置について、引き続き国や道へ

の要望を行ってまいります。

○横山委員 課題として挙げられていたように、膨大な事案数にどう対応するかという課題があるということのようです。

これまで、いじめ対応について、対策推進部も含め、教育委員会とも様々情報交換をしてきたのですけども、最終的な解決はやっぱり学校現場が中心になるべきだという認識でいるんだということはずっと伺ってきました。ただ、私が現場にいたときに思ったのは、これは学校と保護者の間ではどうしても動かないなというものについては第三者的に誰かが関わる、そういうといった体制が必要だということで、そういうふうに機能していくのであれば、学校としては非常にありがたい対応になっていくんじゃないかなと。ただ、そのためには、3名という人数は果たしてどうなのかなと思うのです。

今は、多分、そういう事態が起きたら対応するということなのでしょう。以前、予算や決算の分科会で話したことがあると思いますが、名古屋市がスクールカウンセラーを中学校区ごとに1人ずつ配置したとお話ししたことがありますよね。例えば、こういう対策コーディネーターのような方を中学校区ごとに配置し、小学校も含め、地域の子どもたちを全体的に見ていく、その中で、重大事態、または、重大事態につながるものに積極的に関わっていくというような体制を組むことも必要なではないかなというふうに思っています。

今日、ここで答弁は求めませんけども、様々な課題認識を踏まえて、今後、いじめ対応をどうしていくのかについてぜひ検討を進めていただきたいなということをお願いして、これについての質問を終わりたいと思います。

続いて、部活動指導員配置促進費について、これも、毎年、経過を伺って、少しづつ指導員が増えているという説明も伺っているのですけども、現状、どうなっているのかも含め、幾つか伺いたいと思います。

まず、事業の内容と昨年度の決算の状況について御説明ください。

○山下学校教育部教職員課長 部活動指導員の配置については、適切な練習や休養の設定など、部活動の適正化を進めることで学校における教員の働き方改革の推進と部活動指導の一層の充実を図ることを目的としております。

令和6年度の決算額については、指導員の報酬として593万2千800円、同じく通勤費用として20万4千445円、合計で613万7千245円となっております。

なお、事業費のうち、指導員に支払う報酬が北海道の補助対象となっており、補助率は3分の2で、395万4千円の補助金を受けております。

○横山委員 総額で600万円少しというお答えをいただきました。

では、その指導員の配置の状況ですか、これまで人材確保で課題があるというような話もありましたし、外部指導者と何が違うのかというような声もありましたので、その状況、課題等々について、るる御説明をいただきたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 部活動指導員の配置状況につきましては、いずれも中学校の数字となりますけれども、令和元年度に6校に6名を配置後、段階的に配置数を拡充しており、令和6年度につきましては10校に21名の指導員を配置しております。

令和7年度につきましては13校に24名の指導員を配置し、内訳は、卓球部等の運動部活動に

21名、美術部等の文化部活動に3名となっております。

部活動指導員については、外部指導者と異なりまして、顧問の教員が不在であっても単独で生徒の指導や大会引率の業務を担うことができることとなっております。

のことから、実施要綱に定める部活動指導の経験がある者、指導員として適格性があると校長が認める者などの任用の要件を満たすとともに、平日の部活動の時間帯に指導可能な人材の確保が課題となっております。

○横山委員 10校に21名の配置で600万円ということなので、1人頭年額30万円ぐらいということになりますね。この報酬で生活できる人がいるとは当然思えないので、ボランティア的な利活用というふうにならざるを得ないのかなと思います。

一方で、経験ですか、適格性も要件にあります。平日の部活の時間帯だけ空いている人みたいなことを求められるということで、人材確保が課題だということは随分前からも言われていたと思います。そういった問題をはらんでおり、なかなか拡大も難しい。市教委には随分努力をしていただいて、少しづつ数は増えてきています。ただ、市内の全校に行き渡るだけの配置には決してなっていないと思います。

その一方で、部活動の地域移行、今、地域展開と名称が変わっているのですけども、部活動の在り方について、今、どういう検討が進んで、どんな状況なのか、また、市教委としてはどういう考え方で部活動の検討を進めようとしているのか、全体的な状況について御説明をいただきたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 令和7年5月に国が公表いたしました地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめでは、学校単位で部活動として行われてきましたスポーツや文化芸術活動を地域全体で支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するという理念をより的確に表すため、これまでの地域移行から地域展開に名称が変更されるとともに、休日の部活動につきましては、改革実行期間と位置づけた令和8年度から13年度までの期間内に、原則、全ての学校において地域展開の実現を目指すことが示されています。

本市では、部活動指導員の配置拡充に向けた取組とともに、観光スポーツ部において、競技団体等からのモデル校への指導者派遣やスポーツ体験教室の実施など、道の委託事業の取組を進めているところであります。社会教育部では、現在、公民館生涯学習活動団体との連携の下、生徒が文化芸術活動に親しむ機会の確保として、公民館でのサークル活動への参加について検討をしております。

今後は、関係部局の一層緊密な連携の下、競技団体や文化芸術団体、旭川市中学校長会の理解と協力を得ながら、組織体制の整備、費用負担の在り方といった課題の解決策やスケジュールについて協議を進めまして、今年度中に地域展開の実現に向けた方向性を示すことができるよう取組を進めてまいります。

○横山委員 今後の方向性についても御説明をいただきました。

様々課題があることは重々分かっているつもりです。簡単にはいかない課題ですし、戦後の教育の中で誰もこれまでやったことがない課題ですよね。ですから、完全な正解がないと思いますし、やりながら試行錯誤を重ねていくしかないと私は思っているのですけども、一番やってはいけないなと思うのは、例えば、今、子どもたちが参加している部活動を全てどこかにお願いし、地域展開するっていう発想だと多分進まないんだと思うんですよね。全ての受皿をつくることは事実上無理

ですということで、どこかできちつと覚悟を決めなきやいけないんじゃないかなと思います。

それから、現場の教職員からは合同チームの活動がかなり進んできていることも伺っています。部員がいないのでということで、やむにやまれぬ対応ではあるのですけども、隣接する校区、複数の校区で活動をつくっていくような取組を行って、指導者の負担軽減もやっているということなので、そういうことをモデルケースにして地域再編していくような考え方。どこかで話したことがあると思うのですけども、例えば、野球はこの学校で、サッカーはこの学校でみたいに拠点をつくって整備していくような考え方もありではないかなというふうに思います。そういういった具体的の姿をぜひ見せる努力をしていただければというふうに思います。

様々な部署も関わることだと思いますけども、やっぱり、教育委員会が中心になって検討していくかなきやいけないと思いますので、そこをぜひよろしくお願ひします。

先日発行された雑誌には、これは旭川市の例ではありませんけども、地域のスポーツ少年団を運営している、いわゆるスポーツ団体の中では様々な課題があるというようなこともありますので、やっぱり行政がしっかりインシシアチブを取っていくということが大事なのだと思います。そのところもぜひよろしくお願ひしますということで、部活動については終わりたいと思います。

続いて、学校ＩＣＴ関連の予算について伺います。

植木委員にも取り上げていただきしていましたが、ちょっと観点が違うところもありますので、重複するところは申し訳ありません。

まず、昨年度の予算執行の概要について伺いたいと思います。

○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長 令和6年度の学校ＩＣＴ環境整備事業の予算執行状況につきましては、教育用ネットワーク通信の利用料2千686万2千円、1人1台端末の運用管理に係る委託料1千287万2千640円、教材及び授業支援ソフトのソフトウェアの使用料2千150万2千360円、1人1台端末のフィルタリングソフトの使用料1千22万6千496円など、合計8千381万3千409円を執行しております。

○横山委員 これは端末の代金が入っていませんので、それを加えるとすごい額になると思いますが、8千万円ですね。2万3千台ほどのタブレット端末が市内で使われているということですので、1台当たり4千円弱のお金がかかるというふうに単純に考えていただければいいのかなというふうに思います。その金額がどうなのかというのは様々な評価があると思いますが、その分、ほかの予算が割を食っているんじゃないかなということが一番心配されるところであります。

ただいま説明をいただいた中に教材及び授業支援ソフトの使用料2千万円が計上されています。来年度に向けてタブレット端末の更新が行われるのですけども、それに合わせて学習支援ソフトの更新もあるのではないかというような現場の声がありました。実際、その辺は検討されているのかどうか、現状と課題認識を御説明いただきたいと思います。

○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長 学習支援ソフトウェアについてでございますが、デジタルドリルは小中学校全校で、授業支援ソフトは小学校で日々活用されているところであります。

本市では5年ごとに学習支援ソフトウェアの見直しを行うこととしており、令和4年度に導入後、令和8年度末で5年を経過することから、令和8年度中に教員の意見を聞きながら更新について検討を行ってまいります。

○横山委員 5年ぐらいは継続して使うということで導入しているということで、その期限が迫っ

てきていることから、来年度中にはその検討に入るということです。

端末が変わったので、ソフトも変わるものではないかというような懸念の声もありますので、ぜひ、現場の声をしっかり聞いて、検討の材料にしていただきたいと思います。

あわせて、多分、校務支援ソフトも毎年毎年の予算計上になっていると思うのですけども、これについても更新が迫っているのではないかというような話を現場から聞いています。実は、こちらのほうが現場教員からは非常に心配の声が上がっています。

お子さんやお孫さんがいる方は分かると思いますけど、今、通知表は手書きでは来ないので、全てネットワークの中で作られていますし、それは、いわゆる成績処理ソフト等のネットワークの中で作られているものなので、ソフトが動かないと成績も出せないし、通知表も出せないと。それに、指導要録等にも結びついていますし、中学校であれば高校入試の調査書とも連係させている学校もあるようです。

更新は非常に大きな課題になっていくんじゃないかなというふうに思っていますが、これについての現状と課題について、どのような認識でいるのか、御説明ください。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 校務支援システムにつきましては、教員一人一人が受け持っている数多くの業務負担を軽減するために活用されております。

成績管理や保健管理などの教務業務と事務業務をシステムで管理することで手書きによる転記作業が不要になり、書類作成の時間が短縮され、教員が児童生徒と向き合う時間の確保にもつながり、教員の働き方改革を推進する重要な取組の一つであると考えております。

システムで使える有用なアプリは多くありますが、各学校で統一して導入されているものは通知表作成及び成績処理のみであり、その他必要なアプリは各学校が配当予算などで導入していることから、使用環境にばらつきが生じていることが課題となっているものと認識しております。

○横山委員 私にはもう関係ないですけども、かつて私が現場にいたときは5～6年ごとに人事異動で違う学校に行きました。学校が替われば、変わるものもあるし、変わらないものもあって、時間が解決することが多かったのですけども、今、こういうようなICT環境の中にあると、4月の最初からそのシステムの中で仕事をしなければいけない。アプリが変わってしまうことで、業務負担、心理的な負担も含めて非常に大きいのではないかと。そういう環境のばらつきが働き方改革を妨げる一因にもなっているような気がしますので、最低限、現場が必要とするアプリは導入できるように、できれば各学校の希望がかなうような予算措置をぜひしていただきたいという予算措置の期待も含め、指摘をしておきたいと思います。

お金は何ぼあっても足りないですけども、どのようにして確保していくのか、皆さんも頭を悩ませているところだと思いますが、ぜひ鋭意検討をいただければというふうに思います。

ICT関連については終わりたいと思います。

次は、学校用務員の配置についてです。

実は、これも昨年の決算の分科会でも取り上げましたが、少し観点を変えて伺いたいと思います。

まず、昨年度の学校用務員の配置状況、それから、任用形態、今回は時間外勤務時間数と時間外勤務手当額についてお示しいただきたいと思います。

○板東学校教育部学校施設課長 令和6年度決算における用務員の配置人数については、施設管理として116人、事務補助として95人、合計211人の会計年度任用職員を配置しております。

また、令和6年度決算の学校用務管理費、小学校、中学校における時間外勤務時間数と時間外勤務手当額については、施設管理の職員が2千861時間で334万4千74円、事務補助の職員が1千105時間で54万6千79円となっております。

なお、用務員1人当たりの時間外勤務時間数については、月平均で、施設管理の職員が約2時間、事務補助の職員が約1時間となっております。

○横山委員 月平均でならせば2時間程度ということなのだと思いますが、毎日毎日2時間やっているというわけでは決してないのだと思います。恐らく、季節等によって差が生じていて、2時間では足りない日も発生しているんじゃないかなというふうに思います。

それから、一般質問でも取り上げました学校施設の点検補修などに支障が出ているのは用務員の非正規化が原因ではないかというようなことも指摘をしてきましたが、非正規化して時間外手当を払うと。それでも正職員を配置するよりは経費がかからないということなのかもしれませんけども、何か、ちょっと矛盾したような考え方かなというふうな認識で私はいます。

そもそも時間外勤務はどのような業務によって発生しているのか、御説明ください。

○板東学校教育部学校施設課長 施設管理を担う職員の場合は、主に夏期は草刈り作業、冬期は施設内の除雪作業であり、また、事務補助を担う職員の場合は繁忙期に印刷業務を行っております。

○横山委員 私が現場で見聞きしていたとおりですけども、今、草刈りも単独ではやらせていないですね。恐らく、複数で石の飛びはね等を防ぎながらやっていると思います。それから、事務補助を行う職員の場合は印刷業務が繁忙期にあるということで、事務補助は1人の配置の学校も結構多くて、いろんなことをお願いしているときに印刷を頼めば、印刷することにしか手が回らないということになる。中学校でいえば、テストのときにテスト印刷がずっと発生していたので、すみませんけど、印刷に手が回りませんと言われたときもあり、私たちでやったときもありましたし、そういうことが想像されます。やっぱり、人がいないこと、時間の制約があることでこういった状況が生じているのではないかというふうに思います。私の認識はそういうことですが、もう6年も前に学校現場で経験した話です。

現状、勤務時間の短い会計年度任用職員を配置し、時間外勤務を発生させているという問題があるということだと思います。発生の要因について見解を伺いたいと思います。

○板東学校教育部学校施設課長 施設管理の職員については、夏期は、日々、広大な敷地の草刈りを行う職員の熱中症対策、学校の駐車場または学校の敷地に隣接する民間駐車場への車両の駐停車により、日中の作業では飛び石による事故発生の危険性が高まるため、また、冬期は、児童生徒の登校前に通路や玄関付近の除雪作業を行うため、授業時間前に作業を行う場合があります。

事務補助の職員については、主に運動会や学芸会等の行事、学期末、年度末など、印刷物の量が多くなる期間に時間外勤務が必要となっております。

○横山委員 想像どおりというか、それ以外にも様々な要因によって時間外勤務が発生しているということも分かりました。

これから降雪期に入り、始業時刻前に除雪を終わらせなきやいけないということになれば、下手をすれば6時台から除雪を始めなきやならないような日も出てくるのだと思いますね。それを会計年度任用職員の時間外勤務でさせておいて本当にいいのかどうか、これはぜひ議論をしていただきたいというふうに思います。

例えば、草刈りですとか、除雪でかかりきりになれば、ほかの様々な細かい仕事ができないわけです。ほかの自治体や昔であれば、用務員さん、校務員さんにいろんなところの細かい修理、修繕を行っていただきました。中学生はよく椅子を壊すんですよね。昔は、溶接をして直していただい、また使って、お礼を言っておいでよみたいなやり取りが随分ありましたが、今、溶接作業もさせていないということも伺いました。

一方で、学校には机、椅子の在庫はないんです。今はどうでしょうかね。私が教員のときにはなかったんですよ。だから、転校生が来たら机や椅子がないんですよ。給食の配膳で使っていた予備の机を回しましたが、それはいい机や椅子じゃないのです。そういったことも巡り巡って子どもにしわ寄せが行っていたのだと思います。

こういった課題となっていることは、全部、子どもの教育、子どもの生活にしわ寄せが行くのだという認識をぜひ持っていただきたいなということをお伝えして、用務員の配置についてはこれからも課題にもさせていただき、引き続き、いろんな場面で細かい部分を検証させていただこうと思っています。

では、用務員の配置については終わりたいと思います。

学校給食支援費について伺います。

今、物価高騰による材料費高騰分を支援しているということが続いていると思いますが、事業の概要と昨年度の決算の状況について御説明ください。

○池田学校教育部学校保健課長 近年の食料品価格の上昇が続く中、1食当たりの給食費単価は令和5年度に値上げを行い、保護者の経済的負担を軽減するため、値上げ分の全額を国の臨時交付金を活用して支援を行ったところでございます。

令和6年度は給食費単価を据置きといたしましたが、物価高騰が続いている、前年度に値上げを行った相当分について令和5年度と同様に支援することとし、決算額は1億778万250円となっております。

○横山委員 給食費の高騰は物価高騰のせいですけども、新米が出回れば米価は落ち着くと言っていた大臣もいましたけども、全くそうではないということで見通しが甘かったと思いますし、誰しもがそうならないだろうと内心は予想していたんじゃないかなと思いますが、案の定、米価は下がらない。

当然、さらなる値上げも議論しなければならない状況にあるのではないかというふうに思いますが、今後の給食費の材料費の見通しですとか、これから支援をどうしていくのかというあたりをどのように考えているのか、見解を伺いたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 物価高騰については、今後、ペースは緩やかになるものの、一定の上昇は続くとの予測もありますが、複合的な要因の影響を受ける物価の見通しは不確実性が高まっており、保護者の経済的負担の軽減については、こうした物価上昇の物価の状況のほか、本市の財政状況や国による給食費無償化の動向も踏まえながら対応を検討してまいります。

○横山委員 当然、毎年毎年検討されていることだと思います。

石破政権のときに、まだ継続しているか、石破首相の発言で給食の無償化の方向性が出てはきましたけども、現在の政治の不透明な状況の中では実現するのかどうかも非常に危ういんじゃないかなと思いますね。

全面無償化が私の希望ですけども、せめて中学校でも先行させるような議論を、これは最後は市長の政治判断になると思うのですけども、そういったところに期待しながら、やっぱり、保護者の負担軽減、特に中学校は非常に重たいので、ぜひ善処していただきたいし、思い切った決断をしていただくことに期待して、継続して様々なところで議論をさせていただきたいと思います。

同じ学校保健課担当のフッ化物洗口について、毎年、予算、決算で様々な課題を指摘して、事業の見直しを求めてきました。

昨年度の事業内容、決算状況はどのようにになっているのか、まず、御説明ください。

○池田学校教育部学校保健課長 本事業は、市立小学校児童の虫歯予防対策を推進し、永久歯の虫歯を減少させるため、フッ化物の水溶液少量を口に含んでうがいを行うフッ化物洗口を実施するものであります。

令和6年度の決算額は132万2千992円となっており、内訳としましては、フッ化物洗口用薬剤購入費111万2千232円、新入学児童への授業説明用のパンフレット印刷費4万3千296円、分注ポンプなどの物品購入費16万7千464円となっております。

○横山委員 130万円、ほかのものと比べれば大した額ではないというのかもしれません、厳しい教育予算の中では貴重な130万円だと思います。

そもそも、虫歯が全国的に減っている中で、旭川市もずっと減ってきてているのですけども、もはや何が何でもやらなきやならない事業ではないのではないかなどということは何度も指摘してきたところです。

保護者説明会の問題も何度かずっと議論してきたところですが、事業を導入するときには学校ごとに保護者説明会をやっていました。市民に対する説明会もやっていたところですが、今、全く行っていないですね。パンフレットを配布することで済ませているのではないかなどと思いますが、就学前に未経験な児童も結構いるんですね。

みんなが幼稚園や保育所に通っているわけではないし、やっている幼稚園や保育施設ばかりではないわけです。初めてのことをやらせるのに、紙一枚で希望しますかと言われても、何のことだという保護者も一定いるのだと私は思います。少なくとも新1年生には説明会が必要なのではないかななどということはずっと主張してきました。

特に、誤飲の緊急対応というのがあるんですね。間違って飲んだ場合については水や牛乳を飲ませて吐き戻せろという対応があります。これは保護者がやるわけではないので、学校の教職員がやらなきやならないわけです。つまり、おたくのお子さんに何かあったときにこうすることをしますよと。でも、牛乳アレルギーがある子どもに牛乳は飲ませられない。様々な課題をクリアしなければならないので、やっぱり、きっちとした説明会が必要だし、親への周知が必要なのだと私は思っていますが、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 毎年、初めてフッ化物洗口を実施する1年生の保護者に対し、事業の効果、安全性などを分かりやすく説明したパンフレットの配布を行い、保護者の理解を図ってきたところです。

また、パンフレットには、1回の洗口液を万が一全部飲み込んでしまっても急性中毒を起こす量には達しないため、問題はないことや飲み込んだ場合の対応などについても記載しており、引き続き保護者の皆様の理解を求めながら進めてまいりたいと考えております。

○横山委員 全く納得のいかない答弁ですけども、パンフレット一枚で理解は図られないんじやないかということを指摘しているわけです。

それから、急性中毒は起こさないかもしれないけども、飲み込んだら対応しろと言っているんですね。つまり、対応しなきやならない危険性があるよということだと思います。それなのに、それも紙一枚で理解を求めるということでは十分に責任を果たしたとは言えないんじやないかなというふうに思いますので、せめて新1年生に対しては丁寧な対応を行うべきだと思います。

これは学校の責任ではないんですね。学校がやりたて始めたものではありません。結果的に学校保健計画に位置づけさせられましたけども、学校現場が求めた事業ではありませんので、予算のことも含めて、対応の見直しをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、教職員による洗口液の希釀についても随分問題にしてきました。薬剤師法違反の可能性があるということでの指摘も何度かさせていただきました。ほかの自治体では事故も発生しています。消毒液でうがいさせちゃったというような事故ですね。

学校現場は多忙の中でやっていますので、ヒューマンエラーはあるんですよね。働き方改革の観点からも見直すべきでしょうということをずっと言ってきました。希釀液作成は学校がやらなくてもいいことなんです。それをわざわざなぜさせているのか、これも見直しを行うべきだと常々指摘してきましたが、改めて市教委の見解を伺います。

○池田学校教育部学校保健課長 洗口用の医薬品を用法どおりに溶解、希釀することについては法に抵触しない旨、政府の見解が示されております。

現在使用している薬剤は顆粒状で既に分包されているもので、以前使用していた薬剤師による分包が必要な粉末状のものに比べ、教職員にとっても取扱いのしやすいものに変更になっております。

昨年8月、道内の認定こども園において、誤って消毒薬でうがいをさせてしまった事故がありました。本市マニュアルでは器具の薬液消毒後はよく水洗いした後に乾燥させるよう定めており、同様のミスは起こりにくいものと考えておりますが、改めて注意喚起を行ってまいります。

○横山委員 日本は法治国家なので、法律よりも政府見解が上位にあるということが私にはどうも理解できないんですよね。

市教委は何かあったときに全面的に責任を負うということを宣言しているのであればいいのですけども、何か事故があったときに教職員を守ってもらえるのかと。故意であれば、それは別の話ですけども、先ほども言いましたとおり、ヒューマンエラーは起きる可能性があるんですよね。そのところをどういうふうに考えているのかなという疑問があります。

それから、何かあったとき、最後は洗口を希望した保護者の責任に帰されるんではないかなというおそれもあります。希望したのはあなたですよねと言われて、戦うすべがない保護者のことが懸念されます。

そもそも、医療はインフォームド・コンセントが成り立たない場で行われるべきものではないはずなのに、なぜか学校のフッ素洗口だけはこのらち外に置かれているということにもう少し問題意識を持つべきではないかなというふうに思います。

おなかが痛くてもおなかの薬をあげることはできませんし、熱があっても解熱剤を与えることを学校ではしないわけですよね。その資格もないし、責任を負えないから学校は携わらないことになっているわけです。

虫歯に予防効果があるのであれば、限りなく医療行為に近い行為、医療行為でないと逃げていますけども、医療行為でないのだったら虫歯に効くと言っちゃいけないんじゃないですかということです。薬事法や薬剤師法に違反するおそれというのはそういうことからも言及しなければならない話だと思います。

6年間ずっと言い続けてきましたが、ほとんど何も変わらない。フッ化ナトリウム試薬の使用だけは止まりましたけども、それ以外、何も変わっておらず、現場から現状変更の強い要望が出ていますので、新年度予算に向けて再考をお願いしたいと思います。

最後になりますが、廃校舎の利活用の現状について触れたいと思います。

一部、校舎の売却等も行われていますが、旭川第2小、それから、嵐山小中など、廃校舎も一方では増えてきている状況があります。

今後、適正配置、統廃合が進めば、さらにそういった施設が増えることも想定されますが、現状、どのようにになっているのか、何点か伺います。

昨年の決算にも廃校校舎等跡利用推進費が計上されています。この事業の概要についてお示しください。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 本事業では、閉校後の校舎等について、府内活用が見込まれない場合に購入を希望する方の募集を行うほか、跡利用希望者との折衝、地域住民への説明、募集後の審査など、売却等に至るまでの調整を行っており、令和6年度の事業概要につきましては、跡利用に係る問合せの対応のほか、千代ヶ岡小学校及び千代ヶ岡中学校の売却に向けて、地域の住民2名と府内関係部長をメンバーとした選定委員会を立ち上げ、跡利用候補者の募集を行いました。

○横山委員 廃校校舎の跡利用について、大分前から廃校、閉校の校舎が出てきていると思いますので、それについての取扱い、対応等がどのようになってきたのか、概要をお示しください。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 本市では、昭和45年以降、これまで、小学校15校、中学校8校、小中併置校4校、市立高校1校が閉校となっております。

閉校後の校舎等につきましては、昭和61年閉校の旭川第6小学校のように公民館分館として再利用した例や昭和45年閉校の中央小学校のように解体後の跡地に市民文化会館を建設した例など、公共施設としての跡利用、平成19年閉校の旭川第1中学校や平成21年閉校の雨紛中学校などのように民間に売却され、平成18年閉校の豊里小中学校のように障害者向けの施設として社会福祉法人への貸与を行うなど、跡利用を進めてきたところでございます。

本年4月1日現在の未利用の廃校校舎は、平成19年閉校の神居古潭小中学校、平成20年閉校の千代ヶ岡中学校、平成23年閉校の北都商業高等学校、平成31年閉校の千代ヶ岡小学校、令和2年閉校の旭川第2小学校、令和5年閉校の旭川第1小学校、令和7年閉校の嵐山小中学校の7校であり、そのうち、千代ヶ岡小学校と千代ヶ岡中学校は、令和7年4月に跡利用候補者を選定し、本年8月にデンマークを本社とする家具製造事業者に売却を行ったところでございます。

○横山委員 デンマークの家具メーカーに千代ヶ岡の小中学校売却ということが最近のニュースでもありましたけども、一方で、閉校後かなり経過をしている校舎があると思いますが、そういった校舎で跡利用が進まない要因についてはどのように認識されているでしょうか。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 閉校後の廃校校舎等の跡利用は、府内に活用希望

を確認した上で希望がなければ売却先を探すこととし、売却先が見つからなければ有償での貸付けを検討することとしてございます。

しかし、廃校は市街化調整区域にあることが多く、市街化区域であっても、住居専用地域など、厳しい用途制限があることや、学校の性質上、土地や建物の規模が大きいこと、老朽化等により設備の改修が必要であり、相手方において施設整備に係る費用の負担などが高額になることなどが跡利用が進まない原因であると考えております。

○横山委員 比較的新しい校舎に見えていても、このまま放置すると、当然、老朽化は進んでいくわけですよね。現在使っている校舎でさえそうなのですから、一般住宅と同じように、人が使わない、住まないと老朽化がより進むとよく言われますけども、そういう状況にあるのではないかなど思います。

一方で、それらの廃校舎も避難所として指定されている建物なのではないかと思うのですね。管理はどういうふうになっているのか、修繕等はどうなのか、そういったことも非常に気になっているところがありますが、最近、続けて2～3人の方から北都商業はどうなっているのかと随分聞かれたのです。

国道12号沿いで旭川のちょうど入り口にあるわけで、非常に目立つわけですよ。国道側からはちょっと離れていて、あまりよく見えないのですけども、裏の対岸側からあそこに近づくことが多くて、体育館の屋根が崩落しかかっているような状況を見ると、これはそろそろやばいんじゃないかなということも気になっているところです。また、景観上の問題がありますし、どうするのか、見通しもないのかなというようなこともいろいろ議論をさせていただいたところであります。

現在、廃校の跡利用は市教委が担当しているのですけども、様々な制約がある地域もあるようです。用途制限があるというような御答弁もいただきましたので、そうなると、もう教育委員会の範疇を超えているんじゃないかなと。観光やまちづくりの観点からも市長部局が責任を持って対応するべきではないのかなというふうに私は考えますが、総合的な観点から、ぜひ、ここは副市長に答弁をいただきたいと思います。

○中村副市長 今、廃校施設の跡利用というお話をありました。

学校だけではなくて、利用していない市内のいろんな施設を市有施設として使うことがないといった場合はどうするかというような問題がございます。いろんな組織と事業、事務をやる場合、総合的に全部を集約してやる組織で行うほうが効率的なこともあるのですけれども、それぞれのいろんな業務をやりながら今まで施設を管理してきた中で、そういった経過も踏まえながら今後どうするかというような視点がどうしても必要になってくるのかなというふうに思っています。

そこで、市長部局で全てを総合的に管理するのがいいのか、やはり、今まで所管してきたところがどうやって今後その施設を活用していくのがいいのかというようなことがあるかなというふうに考えております。

施設については、今まで使われてきた中で、その地域の人たちの思い入れというのは、学校に限らず、様々あるのかなと。どうしても総合的に行うと機械的にやってしまうということがございます。

私自身も経験がありますけれども、市立の保育所を売却するというときがありました。そのとき、私は保育所の事業の部長で、直接、そこまではやっていなかつたのですけど、保育所の担当だった

者に聞くと、地域の思い入れがあるって、売却するとき、とにかく人が集まるような施設に何とか生まれ変わってほしい、あるいは、そういうような事業を行ってくれる事業者に売却してほしいというような思いを聞いて、そういったところを見つけたというようなこともあります。

それから、先ほどございました千代ヶ岡小学校、千代ヶ岡中学校がデンマークに本社がある家具メーカーへ売却しました。まさに昨年の暮れだったのですけど、経済部の担当者と私が出張で本州のほうに行っており、この件に関しては、経済部の担当の課長が一生懸命連絡を取って、売却に関していろんな指示を出したりしました。しかし、単純にその部局に全てを任せているというわけではありません。総体的なことの助言というものは行財政改革推進部が行っていますので、やはり、まずは所管していた部局がいろんな経過を持った中でどうすべきかということを考えて、そして、行財政改革推進部が委員から御指摘のあった観光の視点だとかも踏まえ、もう少し丁寧なといいますか、細かい指示あるいは助言をしながら進めていくのが現時点ではいいのかなというふうに考えております。

もちろん、先ほど言いましたとおり、地域的に規制がかかっているところは、やはり、それぞれの所管部局では難しい部分があるのは重々承知しておりますので、ある意味、機械的に行けるところは、例えば、建築部であるとか、農政部であるとかについては、行財政改革推進部が仲立をし、指導しながら取組を進めていくというようなことで。

いずれにしましても、市の財産というのは本当に大切なものです、売却するに当たってもまちづくりの観点から考えていかなければなりませんので、連携をする、その連携の中心は行財政改革推進部が行いながら、今まで管理していた各部ときっちり連携を取って進めていきたいというふうに考えております。

○横山委員 学校以外の公共施設の対応についても大きな課題になっているということは理解していますし、当然、市として考えていないことではないのだということはるる理解しているところですけども、一方で、北都商業は市民の声を受けて市が造った学校でもあります。そのため、廃墟として朽ちていくのを見ていられない市民はやっぱり多いんだと思います。

どうしていくかは今、副市長にお答えいただいたようなことでぜひ検討していただきたいと思いますけれども、市街化調整区域や住居専用区域もそうですけど、用途制限があるところは何らかの対応をしていかないと出口が見えないんじゃないかなと、ぜひ早急に検討をしていただければよろしいんじゃないかなというふうに思います。

この議会の一般質問でも教育予算のことを取り上げましたし、今日もほとんどの時間を教育予算に関わることの質疑をさせていただきました。

市教委の最も重要な役割は教育条件整備にあるというふうに思います、それは財政の裏づけがあつてのことだと思います。学校教育に対する様々な社会からの要請ですか、施設の老朽化への対応など、必要な事業は拡大しているのに教育予算は増えているわけではありません。総体的には減っているのではないかと見える部分もあります。

子どもの未来が大切だと言いながらも、そういった現状に甘んじているのは自治体として恥ずかしいのではないかということさえ思っています。教育予算に関する考え方を根本的に見直す議論が必要なのではないかなというふうに思います。

市教委は、限られた予算の中で様々な工夫をしながら新たなことをやります。でも、そのためには

は何かを抑えて、または、削ってということで苦労していることをこの6年間ずっと聞いてまいりましたので、答弁はもらいませんけども、市長部局で、教育予算を手厚くと言わないまでも、今、ほぼ5%ぐらいですよね。1%とは言いませんが、0.5%ぐらい積み増し、新たな課題に応えていくことを教育委員会に求めていくことをお願いして、ちょっと時間は早いですけども、私の質疑を終わりたいと思います。

○笠井副委員長 少し早いですが、休憩に入ることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井副委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

---

再開 午後3時10分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○えびな委員 こんにちは。

正面を見ると樹井副市長のお顔が見えますが、久しぶりにお顔を見たような気がします。

私からは、文化財の保存、活用について、まず伺ってまいります。

文化庁によりますと、文化財とは、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産のことと言われています。

では、財産って何なんでしょうかということですが、文化財には、国が指定するもの、道が指定するもの、そして、市が指定するものがありまして、文化財保護法に定義されています。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、そして、伝統的建造物群の6つに分類されております。ここからまた細かく分類されていくと思うんですけども、まず、本市におけるその文化財の保存や活用について、文化財の保存、維持管理に係る内容とその決算額についてお示しください。

○坂本社会教育部文化振興課長 文化財の保存、維持管理に係る事業としましては、経常費の文化振興費と臨時費であります文化財保存費の2事業がございます。

まず、文化振興費では、主なものとして、養蚕民家の管理人報酬や上川郡農作試験所事務所棟と旧永山戸長役場の機械警備代、それと、養蚕民家と上川郡農作試験所事務所棟の土地借り上げ代などとなっており、そのほか、文化賞の授与に係る経費も含めまして、事業費全体では決算額389万1千788円となっております。

次に、文化財保存費では、旧永山戸長役場や上川郡農作試験所事務所棟などの修繕、東旭川にあります旧第1小学校の敷地に建っております樹齢100年を超えると推定されております梅の木や養蚕民家の養生、神居古潭堅穴住居遺跡の草刈りなどに係る経費となっており、事業費全体の決算額で500万1千559円となっております。

○えびな委員 それぞれ文化振興費が389万1千788円、文化財保存費が500万1千559円とのことです。

旭川市が指定する文化財は13あると伺っております。どういったものがあり、そして、指定した理由などをお聞かせください。

○坂本社会教育部文化振興課長 本市が指定しております文化財は、まず、建造物としては、上川郡農作試験所事務所棟と永山屯田兵屋、養蚕民家、旧神居古潭駅舎の4件、史跡としては、近文山国見の碑の1件、天然記念物としては、梅の木と神居古潭おう穴群の2件、歴史資料としましては、旭川兵村中隊記録とその追加分、第七師団関係記録、知里幸恵遺稿ノートの4件、考古資料といたしましては、錦町5遺跡出土の斧柄と蕨手刀の2件があります。

旭川市文化財保護条例では、市にとって特に文化的価値が高いものを所有者等の同意を得て文化財に指定することができると規定しており、指定に当たっては、教育委員会から諮詢し、文化財審議会からの答申を得る必要があります。

指定した理由等についてでございますが、例えば、上川郡農作試験所事務所棟は、明治19年8月、道庁の農作試験場として建設され、その後、種々の経過を経て、明治22年、駅逕として開設されており、建物は長年の使用により改造されていますが、かなり原型をとどめており、上川地方に現存する最古の建物であること、養蚕民家は、明治31年にこの土地に入植した福島団体の方々が明治42年に郷里の福島地方の養蚕民家を模して建てたもので、現在では、道内ではもちろん、郷里、福島にも見られないほどの原型を保っており、上川開拓に關わる資料として貴重なものであることから、文化財に指定されたものでございます。

○えびな委員 本市の文化財と指定した理由について詳しくお答えいただきました。

いずれの文化財も、上川開拓の貴重な資料であったり、歴史を示すアイヌ文化の前の擦文文化、これは1千年前の文化なんですけども、そういった考古資料であったりとのことで、市にとって特に文化的価値が高いものを所有者等の同意を得て文化財に指定しているとのことでした。

これらの市の指定文化財をどのように保存しているのでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 文化財保護条例では、市民、所有者等の心構えとして、文化財が貴重な財産であることを自覚し、その保存に努めるとともに文化的活用に協力しなければならない旨を、また、管理の義務として、市指定文化財の所有者等は、その文化財を管理し、適正な保存または活用に努めなければならない旨を定めており、先ほど答弁しました文化財の所有者は、本市や国、民間の団体など、様々ですが、それぞれの責任の下、必要な修繕も含め、適切に管理、保存しております。

○えびな委員 市指定文化財の所有者等は、その文化財を管理し、適正な保存または活用に努めなければならないと文化財保護条例に定められており、適切に管理、保存されているとのことです。

では、維持管理に当たり、課題や工夫していることはありますでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 文化財の中でも、特に建造物を適切に維持管理するためには、機械警備代や冬の養生代など、一定の経費が必要となるほか、例えば、上川郡農作試験所事務所棟につきましては、雑草や落ち葉、雪などの日常的な管理に苦慮しているところでございます。

予算の確保も困難となっており、必要な状況が生じたときは職員自らが草刈りや除雪作業を行うなど、その維持管理に努めているところでございます。

○えびな委員 課題としては、一定の経費である予算の確保が困難であること、文化財保存費500万1千559円の中から、複数の建物の修繕や養生、草刈りをやりくりしているので、それは大変だと思います。あと、これは工夫と言うのかは分かりませんが、職員が草刈りや除雪作業などをしているとのことです。

文化振興課の坂本課長は草刈りをしているのでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 私も、ほかの職員と一緒になりまして、これまで何度も草刈り作業を行わせていただいております。

また、令和4年度からは、毎年、青年会議所のメンバーが主体となった有志の方々に上川郡農作試験所事務所棟の敷地の草刈り作業をボランティアで行っていただいており、このようなボランティア活動にも支えられながら文化財の管理が図られている状況でございます。

○えびな委員 安心しました。坂本課長も率先してきっと文化財の保存状況等を見極めながら草刈りを行っているということでございますね。愛情を持って作業を行っている職員さんたちに心より感謝を申し上げます。

さて、その毎年草刈りを行っている上川郡農作試験所跡地を含め、ふだんは日の目を見ないものが多いように感じます。保存するだけでは、ただ朽ちていくだけで、市民の目にも触れるよう、将来的に活用を考えていくべきかと思いますが、見解をお示しください。

○田村社会教育部長 地域の歴史や文化を知ることは、郷土愛を育み、地域の愛着心の向上にもつながるものであります、重要なことであるというふうに認識しているところでございます。

旭川市文化芸術振興基本計画では、地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関する基本項目として定めておりますが、指定文化財など、次世代に継承すべき歴史的文化遺産を適切に維持管理するとともに、市民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財を公開、活用することとしておりまして、今後につきましては、旧永山戸長役場、上川郡農作試験所事務所棟、また、養蚕民家などにおきまして、現状の変更については種々制限がございますけれども、例えば、カフェですとか、宿泊体験施設など、民間によります活用につきまして、文化財審議会の御意見などもお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

○えびな委員 いろいろ検討してまいりたいということで、ぜひよろしくお願ひします。

何でそのまちを知ることができるかですが、人口や面積、産業といった表面的なものだけでは分からぬ部分があって、文化財を通して知る歴史や文化はまちそのものだと言えると思います。

例えば、姉妹都市の南さつま市には、加世田麓という武家屋敷群があり、薩摩藩外城として栄えた町並みが残っています。そして、ほかに視察で行った鹿島市は、酒蔵通りとかやぶきの町並みで構成されている2つの貴重な重要伝統的建造物群保存地区を有する肥前浜宿があり、鹿島酒蔵ツーリズムで大勢の観客が訪れるところであります。また、中核市サミットで行きました宇都宮市も、大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観が、自然と石を掘る人々の営みが共生する景観であります、重要な文化的景観として国の選定を受けており、大変見応えがありました。

こういった文化財を通してそのまちへの愛着が湧くといった効果もあると言えるのではないでしょか。

2024年のユネスコ創造都市サブネットワーク会議で神戸のユネスコ協会からいらしたお客様は旭川市の博物館を見に行かれました。博物館に入っている旭川市の文化財の永山屯田兵屋も見たと思うんですけども、文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、今まで守り伝えられてきた貴重なですから、市民と分かち合える形をぜひつくっていっていただきたいと申し上げ、この項目の質疑を終わります。

続きまして、市民文化会館の利用状況と新文化ホールの計画について、決算状況を把握しながら

現状の整理をしていきたいと思っております。

まず、10款5項5目市民文化会館費について伺います。

市民文化会館の管理運営に係る決算の概要をお示しください。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 市民文化会館の管理運営につきましては、文化会館管理費、文化会館設備費、文化会館補修費の3つの事業がありまして、それぞれの令和6年度の決算額につきましては、文化会館管理費が2億1千935万6千786円、文化会館設備費が2千478万4千920円、文化会館補修費が2千260万5千円となっております。

○えびな委員 市民文化会館の管理運営に係る3つの事業費の決算額をお示しいただきました。

それでは、それぞれの概要についても教えてください。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 文化会館管理費は市民文化会館の管理運営に関わる燃料費や光熱水費、小規模修繕、利用者対応や舞台設備の操作、清掃、警備などの各種委託料に係る事業費で、文化会館設備費は文化会館の舞台照明設備や音響設備の賃貸借に係る事業費、文化会館補修費は比較的大きな規模の改修を行うための事業費でありまして、令和6年度におきましては大ホールの幕の改修と非常照明用の蓄電池の取替えを行っているところでございます。

○えびな委員 管理費は、燃料費や光熱水費、小規模修繕ほか、清掃、警備など、各種委託料に係る事業費とのお答えでした。

資料要求もいたしましたが、過去10年間の管理運営費の決算額の推移についてお示しください。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 平成27年度から令和6年度までの決算の推移につきまして、管理運営に関わる経常的な事業費であります文化会館管理費の主な増減の状況について申し上げます。

平成27年度に1億5千355万7千969円であったものが、平成30年度には光熱水費の減等によりまして1億3千316万1千606円に減少しましたが、その後は上昇に転じまして、10年間で6千579万8千817円の増となっております。

○えびな委員 この10年間で約6千580万円の管理費が増えたということでございます。

このグラフを見ますと、平成30年度まで緩やかな減少をした後、令和元年度から再び緩やかに上昇し、特に、令和5年度と令和6年度との増加幅が約4千180万円と大きいことが分かると思います。この急激に管理費が上昇した原因についてお答えください。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 文化会館管理費が令和5年度の1億7千754万2千460円から令和6年度2億1千935万6千786円へと増加した主な理由ですが、市民文化会館のボイラーは旧総合庁舎と7条駐車場との共用となっておりまして、総合庁舎の移転に伴いまして、このボイラーに係る委託業務ですとか燃料費が総務部から移管になったことによるものでございます。

○えびな委員 令和6年度の管理費急騰の理由としては旧総合庁舎と7条駐車場と共にいたボイラーに係る費用が文化会館の管理費に切り替わったからとのお答えでした。庁舎建て替えに伴う要因とはいえ、痛い上昇かと思います。

次に、市民文化会館の使用料収入の決算額、大ホール、小ホール、公会堂の利用件数の実績をお示しください。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 令和6年度の市民文化会館使用料の決算額につ

きましては、5千582万3千887円となっております。

また、催事の件数で申し上げますが、令和6年度の利用件数につきましては、大ホールが225件、小ホールが224件、公会堂が178件となっております。

○えびな委員 過去10年間の使用料収入の決算額の推移についてもお尋ねします。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 市民文化会館使用料につきましては、平成27年度に過去10年間で最も多い6千733万7千527円を収入しておりましたが、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度には2千391万7千875円まで低下しました。その後、感染対策の基準緩和等によりまして営業の回復が図られてきましたが、コロナ禍以前の水準には達していない状況にございます。

○えびな委員 こちらも先ほどの資料要求したグラフに記載がありますが、実線の管理費はここ数年で上昇が加速化しているのに比べ、点線の使用料は、令和2年度以降、増加しつつも、令和6年度には伸びが鈍化しています。一概に比べられないのかもしれません、平成27年度は管理費に占める使用料の決算額の比率が半分ほどだったものが、令和6年度は、ボイラー移管の影響があるとはいえ、4分の1まで減っています。つまり、年間でならすと、1回の利用があったとき、その使用料の倍のコストがかかっていた管理費がこの10年間で4倍のコストに上昇した言い換えることができると思います。

次に、過去10年間の大ホール、小ホール、公会堂の利用件数の推移についてお伺いいたします。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 平成27年度から令和6年度までの各ホールの催事の件数の推移でございますけれども、大ホールにつきましては、平成27年度から30年度までは210から220件台で推移しており、コロナ禍により令和2年度には80件まで減少しましたが、令和6年度には225件となるなど、回復してきたところです。

小ホールにつきましては、平成27年度の219件から減少の傾向にありましたが、コロナ禍を挟んで増加に転じ、令和6年度は10年間で最多の224件の利用があったところです。

公会堂につきましては、平成27年度から令和元年度までおおむね150から160件の間で推移しておりましたが、令和6年度は平成30年度の180件に次ぐ178件の利用があったところでございます。

○えびな委員 こちらも利用件数推移のグラフを作っていただきました。非常に分かりやすく、コロナ禍を挟んでV字回復をしています。

令和6年度の利用は、10年前の平成27年度と比べて、大ホールは同じく225件、小ホールは5件増の224件、公会堂は18件増の178件となっています。10年前は、旭川市の人口も約34万人でしたから、それを考えると、なおさらよく利用が戻ったなというふうに思います。

さて、過去10年間の管理運営費や使用料収入、利用件数等の実績や推移を伺ってまいりましたが、これらの受け止めや今後の見通しについてお示しください。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 文化会館の維持管理や運営に関わる費用につきましては、近年の物価上昇により燃料費や光熱水費が上昇していること、委託料につきましても、受付対応や舞台操作、清掃、ボイラー保守点検など、人件費の割合が高い業務が多いことから、今後も増加傾向が続くと捉えております。また、施設設備の老朽化による様々な改修費用についても増えていくものと考えております。

利用件数につきましては、先ほどお答えしましたとおり、大ホール、小ホール、公会堂においては、おおむねコロナ禍以前の水準に回復してきておりますので、この状況が続くものと捉えております。

一方で、市民文化会館使用料につきましてはコロナ禍以前の水準には至っていないところでありまして、これにつきましては、令和2年4月1日からの使用料の改定の際に使用料が上がったものもありましたが、小ホールの全使用区分の平均で9.6%、会議室で同じく61.5%、楽屋が同じく54.9%と、使用料が下がったものが多くなったことが影響しているものと捉えております。

なお、使用料につきましては、全序的な取組として、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づき、適正なコストを反映させた改定を図るよう、準備を進めているところでございます。

○えびな委員 文化会館管理費などは、物価上昇や人件費の影響もあって、今後も増加傾向が続くという見通しでした。また、今年度は2千260万円ほどであった補修費についても、老朽化に伴う改修費も上昇は避けられないとのことです。使用料についてもそういったコストを反映させた改定を図っていくとのお答えでした。利用件数が戻っているだけに、本市の文化会館に係る費用の課題というのが見えてきたところです。

旭川はこういった決算状況ですが、ほかの中核市などの同規模施設の管理運営費や使用料収入について、統計資料などでも構わないのですが、把握していますでしょうか。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 他都市の管理運営費や使用料収入については把握していないところでございますが、公益社団法人全国公立文化施設協会の令和6年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書に掲載されておりました施設の決算に係る調査結果で申し上げます。

貸し館収入は人口30万人以上の25の市・特別区の平均で1千956万9千円、管理運営費は同じく30万人以上の22の市・特別区の平均が1億2千139万9千円となっております。

○えびな委員 統計資料によると、貸し館収入が約1千957万円、管理運営費が約1億2千140万円とのお答えです。これは平均なので、どの程度参考になるか分かりませんが、文化会館の運営は基本的に大きなコストがかかっていると言えると思います。ただ、統計の平均ですと1施設当たり1億円ほどの赤字で済んでいますが、旭川は管理費だけでも1億6千300万円の赤字ということで、次回伺う際には同規模の施設の経営状況について詳細を調べ、そして、比べていただきたいなというふうに思います。

このコストが上昇している理由の一つに運営方法によるものもあるかと思います。市民文化会館は直営方式ですが、他の中核市などの同規模施設の管理運営方法は把握していますでしょうか。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 先ほどの質問と同様、公益社団法人全国公立文化施設協会の令和6年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書の調査結果によると、人口30万人以上の市・特別区の144の施設で指定管理制度を導入しているのが109施設、直営が30施設、その他が5施設となっているところでございます。

○えびな委員 全国では指定管理者制度を導入しているところが全体の約75%に上るということでした。直営方式にも指定管理者方式にもメリットとデメリットはありますが、これは新文化ホールにも関わってくる課題だと思いますので、そちらについてもお話を伺ってまいります。

まず、新文化ホールの計画策定に関わる決算の概要についてお示しください。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 (仮称) 新文化ホールの計画策定に関わる決算額につきましては文化施設等整備費として832万5千814円となっており、その内容は新文化ホールの整備に向けた基本計画策定に係る検討会運営などの委託費や他都市施設の調査費などとなっております。

○えびな委員 建て替えに向けたこれまでの検討経過についてもお示しください。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 現在の市民文化会館ですが、約1千500席の大ホールのほかに小ホールや展示室などを有する施設としまして、市民のほか、周辺地域の方々にも利用される文化芸術活動の拠点としまして長く親しまれております。

開館から50年が経過しまして、施設の老朽化が進んでいることや耐震性能の不足などへの対応が必要ありますことから、令和4年度に学識者や利用団体などで構成します市民文化会館の在り方検討会を立ち上げ、大改修と建て替えについて議論しまして、費用面なども含めた双方の利点や課題などを整理しまして、また、専門機関による評価なども踏まえまして、建て替えする方向で検討を進めることとなりました。

その後の令和5年度には次世代へつなげる文化交流活動の拠点を基本理念とします基本構想を策定し、目的がなくても施設を訪れる事のできる日常利用やまちづくりの観点から整備を行うなどの7つの基本的な役割の実現と鑑賞、活動、交流、発信の4つの機能を備えることを目指し、昨年度より、基本計画の策定に向け、検討会にて議論をするなどの取組を進めているところでございます。

○えびな委員 これまで、令和4年度には市民文化会館の在り方検討会を立ち上げ、建て替えを行うという結論を導き出し、昨年度より基本構想を基に基本計画検討会を行っているとのことでした。では、その検討状況についてお聞かせください。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 昨年度は、検討会での議論を踏まえ、建設予定地を旧総合庁舎跡地と決定し、その後、検討会では、各委員による建設予定地の現地見学を行い、周辺施設の状況や歩行者動線などのアクセス性、また、大型の搬入車両の利便性などについて調査や議論を行いました。

検討会では、このような取組と他都市の最新施設の事例などを踏まえまして、ホールやエントランスなども含めた各部屋が利便性よく利用できるための工夫など、各委員が理想とする施設の在り方について2つのグループでワークショップを行いまして、議論の内容を形にしたイメージ模型をそれぞれ作成したところでございます。

○えびな委員 建設予定地を旧総合庁舎跡地に決定し、2つのグループに分かれてワークショップを行い、議論の内容をイメージ模型に落とし込んだということです。文化会館や市庁舎の1階で私も拝見いたしました。この中には御覧になった方も多いと思います。

今後、新文化ホールの規模や内容はどのように決まっていく予定でしょうか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本計画の策定に向けましては、昨年度の検討会の議論を踏まえ、作成しました2つのイメージ模型を活用しまして、検討状況の説明とともに、多くの市民の意見や要望などを収集するために、今年度より、説明会の開催や模型を展示し、あわせて、建て替えへ向けた議論を行っていることについて、できるだけ多くの市民の方々へ知っていただけ

るようPRをしてまいりました。

これまでいただきました幅広い意見や要望の反映とともに、基本構想で定めた施設機能や役割を果たす施設となるように、引き続き、検討会での意見を伺いながら、実現可能性を踏まえ、施設規模や内容の検討を進めていきたいと考えております。

○えびな委員 基本計画検討会でさらに幅広い意見を聞きながら、実現可能性を踏まえて施設規模や内容の検討を進めるとのお答えでした。多くの市民にも2つの模型を見ていただいたとのことです。この模型を見た市民からはどのような反応が見られたのでしょうか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 2つのイメージ模型ですが、検討会の意見を参考としまして、施設の外観のほかに、個々の部屋の大きさや役割など、それぞれの特徴について分かりやすくするように工夫を加えたほか、施設の利用のされ方や活動の様子なども分かるように、利用する人、また、テーブル、椅子などの模型も配置しまして作成したところです。

今年4月から文化会館のエントランスホールに展示しまして、説明会の開催ですか、市役所本庁舎、旭川駅、また、イオンモールなどにも一定期間展示させていただきまして、文化会館へイベントなどで訪れる児童生徒の皆さんにも説明する機会をいただきながら意見や要望などを伺っているところでございます。

このイメージ模型につきましては、新しい施設でどのような文化芸術活動をしたいのか、市民の皆さんから意見や要望を集めるためのものでございまして、実際の施設設計には関係はございませんが、模型を活用して、見える形でPRすることでこれまで文化会館を利用されたことがない方などにも興味を持っていただけたものと認識しております。

例えば、エントランスホールを展示空間などとして利用すること、活動内容が外から見えるようにして文化芸術活動を発信すること、また、大きな部屋を多目的に利用できるようにして、様々な活動に対応できるようにすることなど、模型を通して施設の利用方法について提案することで多くの御意見をいただいておりますので、今後の計画策定に生かしていきたいと考えております。

○えびな委員 2つのグループのワークショップの結果が模型になっているわけですから、模型にもいい部分があると思います。実際には、あくまでもイメージ模型であり、施設の設計とは関係ないとのお答えでありますが、よいアイデアは計画策定に盛り込むことも検討していいのではないかと思います。

さて、話は替わって、7条地下駐車場ですが、ボイラーのコストが上がっているということが先ほど話に出てきました。新文化ホールの整備によっては影響が出てくることだと思いますが、今後どうなる予定でしょうか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 新文化ホールの計画ですが、施設の規模や内容も決定していない基本計画の策定段階でございますので、施設の整備が現在の7条地下駐車場に影響するのかどうかにつきましては現段階でまだ判断できない状況にございます。

今後、基本計画の策定などから施設規模や位置などが明らかになっていくものと考えておりますが、地下駐車場は、老朽化が進み、継続して利用する場合には令和16年度までに改修整備などの対応が必要であると担当部から伺っておりますので、新しい施設の規模や施設の決定などの検討では地下駐車場を管理する担当部と調整を図りながら進めていきたいと考えております。

○えびな委員 継続利用するのであれば、タイムリミットは令和16年度とのことでした。雪や雨

の影響を受けない地下駐車場というのはいいんですけども、22時から朝8時までは止められないですし、冬季の夜間は消防設備がある関係で暖房を入れていると聞いております。ランニングコストや今後の改修整備に予算がかかることも含めて検討していただきたいと思います。

文化会館の話に戻りますと、決算質疑を通していろいろなことが見えてきました。10年間という短いスパンの中で、使用料に対する運営コストが1件の利用につき2倍近くに上昇しています。利用者数は増加傾向にありますが、土日、祝日だけではなく、平日に喜んで使っていただけるような施策も必要かと思います。

今後、人口減少が進む中で、ハードの整備の計画だけではなく、管理運営の側面からも考えながら持続可能な新文化ホールの在り方を検討すべきではないかと思います。教育長に見解をお伺いいたします。

○野崎教育長 管理運営の側面からも考えて持続可能な新文化会館の在り方を検討すべきという質問がありました。イメージ模型を活用し、いただいた意見や要望の中には、施設の管理や運営方法に関わる内容についても多く御意見をいただいたところであります。市民の皆さんも管理運営については関心が高い項目であると改めて認識をしたところであります。

基本構想においては、次世代へつなげる文化交流活動の拠点ということで、将来を見据えたふさわしい施設となるように、基本的な役割の一つとしてコストパフォーマンスを掲げているところであります。単に効率のみを重視するのではなくて、新たな魅力や価値を創出するための持続的なサービスの質の向上を目指していこうという考え方であります。施設の整備に関わるイニシャルコストと運営に関わるランニングコストの適正化を図りたいという趣旨であります。

そのため、新たな施設の規模や内容の検討とともに、例えば、コンサートなどの誘致をするプロモーターへのヒアリングや施設の稼働率が高い他都市の施設について調査研究しながら、新しい文化ホールを多くの方が利用をしたくなる、使いやすくなるよう、管理や運営に関わる内容についても検討会で十分議論しながら計画の策定を進めていきたいというふうに考えております。

○えびな委員 教育長から、新文化ホール基本構想、次世代へつなげる文化交流活動の拠点についてお話をありました。

今の文化会館を建てるとき、旭川市には十分な予算がなく、せめてどんちは長く市民の宝になるようなものにしたいとの思いで、当時の五十嵐広三市長が芸術家の棟方志功さんに乱舞する7人の天女の絵をお願いしたそうです。ちなみに、この7人の天女は北斗七星の化身だとのことで、今も大ホールにつり下げられています。

在り方検討会の意見を見ましても、費用をかけて建て替えるのであれば、夢のあるもの、子どもたちに伝わっていくものを造っていただきたいです。また、実際の使用者となる子どもたちが使用したいと思えるような施設の建て替えを想定し、準備していくことが必要とありましたが、こちらの意見には私も共感をいたしております。

令和5年に福岡県柳川市へ行政視察をしてまいりました。柳川市は川下りが有名なのですが、川下りとは、昔ながらの掘り割り、約420年前に柳川城築城の際に整備された人工の堀をどんこ舟に揺られながら巡ることです。柳川は、近代日本を代表する詩人、北原白秋が生まれ育ったまちであります。

その日本国指定名勝、文化財ですが、それにも指定された水郷柳河の掘り割り沿いに水都やなが

わという文化会館が令和2年に完成しております。そこが観察の目的地だったわけですけれども、メインの白秋ホールは、客席後方の壁を開放すると、ロビーや掘り割りと連続した空間をつくることができ、掘り割りに着いた舟から役者がホールに入ってくる演出も可能です。

例えば、そちらが客席でこちらが舞台だとすると、そちらの後ろの壁が開いてホールにつながります。また、ホールから窓ガラスが見えるんですけど、その窓ガラスも開いて掘り割りにつながるというような空間なんですね。延べ床面積は約5千900平方メートルと、旭川市の今の文化会館からすると約半分の面積、半分の規模ですけれども、実に町並みや歴史、そして、文化を取り入れたホールでございました。

コストはしっかりと意識しながら、市民の誇りと愛着を育む道北のランドマークである新文化ホールの検討を進めていただくことをお願いし、私の質疑を終わります。

○品田委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時49分

---

再開 午後3時50分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川厚子委員 私の会派の質疑の残り時間は58分ということなので、時間内に終わるように質疑を進めていきたいと思います。

初めに、学校教育部に教育支援センター運営費についてお伺いします。

ゆっくりすという名称は、ゆっくりゆったり過ごせる心の居場所づくりを目指して命名されたとこのように伺っておりますが、まず、事業概要と決算額をお示しいただきたいと思います。特に、令和6年度はどういった事業を実施したのかもお知らせいただきたいと思います。

○中山学校教育部教育指導課主幹 教育支援センター運営費につきましては、不登校及びその傾向のある児童生徒に対し、心の居場所づくりや学校への登校再開に向けて支援するとともに、豊かな情操や社会性の育成を図るため、学校、家庭、関係機関と連携を図りながら、カウンセリングや教育相談、体験活動や学習支援、集団活動等を行うことを目的として実施しているものであります。

令和6年度の決算額につきましては1千790万6千円であり、主な内訳につきましては、専任指導員の報酬等が1千711万円、消耗印刷費等が49万1千円などとなっております。とりわけ、令和6年度につきましては、通所児童生徒に対する支援を充実させるため、自宅等にいる入所児童生徒に対し、ICTを活用した遠隔による学習支援や教育相談を実施することができる環境を整備したところであります。

○石川厚子委員 ICTを活用した遠隔による学習支援や教育相談を実施したことです。

日章小学校から発信していると伺っておりますが、利用した児童生徒数とその効果についてお示しいただきたいと思います。

○中山学校教育部教育指導課主幹 ICTを活用した遠隔による支援につきましては、通所することができない状況にあった児童生徒5人が、個々のペースに応じ、自宅から学習支援や教育相談を受けたところであり、遠隔による支援を経て通所することができるようになったケースもあることから、児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実につながったものと考えております。

○石川厚子委員 通所することができるようになったケースもあったということで、一定の効果はあったのかなというふうに思います。

そこで、令和6年度の不登校の児童生徒数と昨年度から開始したICTを含むゆっくらすを利用した児童生徒数をお示しいただきたいと思います。

○中山学校教育部教育指導課主幹 本市小中学校における令和6年度の不登校児童生徒数につきましては、現時点では国が調査結果を公表していないため、具体的な数値は申し上げられませんが、速報値では依然として500人を超えてる状況にあります。

ゆっくらすについては、64人が入所し、個々の状況に応じて、通所による支援やICTを活用した支援を行っております。

○石川厚子委員 不登校児500人以上のうち、ゆっくらすを利用した方は64人にすぎないということですね。この通所、利用ができない理由はどこにあると考えられますか。

○中山学校教育部教育指導課主幹 ゆっくらすに入所しているものの、通所が難しい児童生徒については、不登校の状況にありますことから、複数の要因が複雑に絡み合っているものと思われます。主な要因といたしましては、不安や緊張等、心理的な原因や昼夜逆転等による生活リズムの乱れなどが考えられるところでございます。

○石川厚子委員 複数の要因が複雑に絡み合っているということですね。

ゆっくらすに通所するには保護者の送迎が必要なのでしょうか。

○中山学校教育部教育指導課主幹 ゆっくらすへの通所手段につきましては、職員と児童生徒及び保護者による入所面談の際、児童生徒の発達段階や居住地からの距離等を踏まえ、保護者が決定することとしており、今年度につきましては、保護者による送迎が約7割を占めているものの、公共交通機関の利用や自転車により通所している児童生徒もいる状況であります。

○石川厚子委員 保護者の送迎が7割を占めているということですね。歩いて通える小学校と違って、ゆっくらすからは遠いところに住んでいらっしゃる方も多いと思います。

ゆっくらすに通わせたいのだが、仕事の都合で送迎できないという声を聞きました。特に、小学校低学年の場合、学校に通えない子がバスに乗ってゆっくらすまで通うというのは大変難しいと思います。送迎できない保護者はICTを活用するしかないということなのでしょうか。

○中山学校教育部教育指導課主幹 通所手段を保護者の送迎としていたものの、都合により通所できなくなった場合には、ICTを活用した遠隔による支援のほか、職員が当該児童生徒の自宅を訪問するアウトリーチ支援を行うことが可能となっております。

○石川厚子委員 アウトリーチ支援が可能とのことですが、自宅に訪問してもらいたくないなどの理由で難しいこともあります。

以前に不登校特例校を設置すべきと質問したことがありましたが、市は統廃合になる学校の校舎を利用した小中一貫の義務教育学校を念頭に多様化学校の開校を目指す、そのように報道されております。

多様化学校の開校により不登校は解消される見込みなのか、お答えいただきたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 様々な要因により登校が困難となっております児童生徒に対しては、不登校の状況に応じて、地域での居場所づくりを含めました多様な教育機会を確保するための取組を総合的に進めていくことが重要であります。このため、ゆっくらすに加えまして、校内教育

支援センターを中学校2校に新設し、登校再開へつなげる支援を開始したほか、いじめ防止対策推進部と連携し、相談窓口やフリースクール等の周知などに取り組んでおります。

学びの多様化学校では、授業時数を減らし、ゆとりある柔軟な教育課程の編成ができ、また、少人数できめ細かな支援も可能となるため、不登校改善の効果を期待できることから、教育委員会職員を対象といたしまして、学びの多様化学校の詳細について研修を行ったところであります。

○石川厚子委員 少人数できめ細やかな支援が可能ということですね。

不登校の原因は、学校生活にやる気が出ないですとか、友人関係、親子関係、いじめなど、多岐にわたるというふうに思います。以前は子どもが学校に行き渋りますとどなりつけてでも行かせたものですが、今は様子を見よう、そういった風潮になっているかなと思います。ただ、そんな場合であっても不登校のお子さんを抱える保護者は不安な日々を過ごされていることだと思います。

多様化学校の開校により、そんな保護者の不安に少しでも寄り添うことができればと期待いたしまして、この項目は終わらせていただきます。

続きまして、同じ学校教育部に高台小学校PFI整備費についてお伺いします。

まず、事業概要と決算額をお示しください。

○板東学校教育部学校施設課長 高台小学校PFI整備事業の概要については、民間事業者が資金を調達し、建物の設計、建設を行い、市に所有権を移転させた上で維持管理までを一括して行うものであります。

令和6年度の決算額は、PFI方式による高台小学校の移転、増改築に係る施設整備費の割賦払い及び維持管理業務の委託料として7千306万7千631円となっております。

○石川厚子委員 決算額は7千300万円余りということですね。

高台小学校が市内で初めてPFI事業に取り組むことになった経緯をお示しいただきたいと思います。

○板東学校教育部学校施設課長 高台小学校へのPFI事業の導入については、平成18年3月に策定した旭川市PFI活用指針に基づき、PFI導入可能性調査を実施した結果、従来方式と比較して本市の財政負担の縮減や単年度負担額の平準化が見込まれること、また、民間事業者のノウハウの活用による施設の質や施設サービスの向上が図られることから、高台小学校整備事業を旭川市PFI活用指針における特定事業として選定しました。

○石川厚子委員 PFI活用指針に基づき、PFIでできるものはPFIを導入せよ、そういうことだったと思います。

そこで、事業範囲と事業期間についてお示しいただきたいと思います。

○板東学校教育部学校施設課長 事業範囲については、PFI事業者による学校施設の設計、建設、旧学校施設の解体、撤去を行う施設整備業務、施設や設備の保守管理、警備、小規模修繕、清掃等の維持管理業務となっております。また、事業期間は契約を締結した平成20年12月19日から令和7年3月31日までとなっております。

○石川厚子委員 設計・建設業務、維持管理業務、旧学校施設解体・撤去業務で、維持管理期間は2025年、今年の3月31日までとのことでした。維持管理期間が終了したわけですね。そこで、改めて旭川市立高台小学校PFI整備事業審査報告を読ませていただきました。

当時、提案グループ1と提案グループ2があり、事業計画に関する事項は同点でした。業務計画

に関する事項では、安心、安全な学校づくりに関する事項以外の4項目で提案グループ2が高く評価され、提案グループ2の荒井建設グループが最優秀提案者となっております。

提案グループが2つしかなかったというのは少な過ぎるのではないかと思います。結果的に地元企業のグループが落札したことは地域経済の面からはよかったですかもしれません、PFI事業の実績、経験、ノウハウはありませんでした。もっと広く募集すべきではなかったでしょうか。

○板東学校教育部学校施設課長 PFI事業者の募集については、平成20年2月22日に要求水準書を公表し、同年5月9日には現地説明会を開催したほか、入札公告は同年4月30日から8月27日までとし、十分な募集期間を確保してまいりました。

一方で、学校という施設の性質上、収益を求めるものではないことから、事業者にとっては、経営リスクが少なく、参入しやすい事業であった反面、大きな収益を見込めないことから、インセンティブが低いと判断されたことが結果として応募者が少なかった要因ではないかと考えております。

○石川厚子委員 事業者としては大きな収益を見込めないため、応募者が少なかったということですね。

2010年8月から2025年3月までの15年間にわたり維持管理していたわけなんですが、トータルで維持管理費用は幾らかかったでしょうか。1年間にすると幾らになるでしょうか。

また、高台小学校と同程度の小学校の1年間の維持管理費用はどの程度なのでしょうか、併せてお答えください。

○板東学校教育部学校施設課長 事業費については、平成20年12月に29億5千985万5千500円で当初契約を締結し、契約期間中に割賦利息の改定等があったことから、最終的な総支払い額は29億4千156万5千874円となります。このうち、維持管理費用の総額は2億7千345万8千264円であり、これを1年当たりに換算しますと、年間で1千864万4千881円となります。

また、高台小学校と児童生徒数や校舎面積が同程度の同規模の小学校における維持管理費は、各年度で増減がありますが、令和6年度実績では年間約300万円となっております。

○石川厚子委員 事業費は30億円弱、このうち、維持管理費が年間1千864万円、高台小学校と同程度の小学校の維持管理費は年間300万円とのことなので、6倍以上かかっていることになりますね。果たしてPFI事業で進めたことがよかったですのかどうなのか、疑問です。

委員長、行財政改革推進部の出席を要請したいので、取り計らいをお願いします。

○品田委員長 ただいま、石川厚子委員から行財政改革推進部に対する出席要求がありましたけれども、出席を求めることがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時06分

---

再開 午後4時07分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川厚子委員 それでは、早速、行財政改革推進部にお聞きします。

PF I事業のメリットとデメリットを挙げてください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 PF I事業導入のメリットについてでございますけれども、一般的には、導入によって民間のノウハウを幅広く生かすことができることに加えまして、PF I事業では、設計、建設、維持管理、運営を一括で発注し、性能を満たしていれば細かな手法は問わない性能発注方式が採用されておりすることから、民間による創意工夫が発揮されることで質の高い公共サービスが提供されること、一括発注や性能発注による事業費全体のコスト管理が効率的に行われることによる事業費の削減が期待できること、PF I事業者が施設整備等の初期投資に必要な費用を調達することにより、市は施設整備費相当額を事業期間中にサービスの対価として分割して支払うこととなるため、財政支出の平準化が可能となる、これまで市が行ってきた業務を民間に委ねるため、新たな事業機会が創出され、経済の活性化に貢献することなどの効果が挙げられております。

デメリットといったしましては、民間に幅広い業務を任せることになりますので、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握し、管理や指導をしなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性があります。また、受託業者選定に当たっては、価格だけではなく、企業の持つノウハウですか、事業計画の内容についても評価しなければならないことから、従来方式に比べて事前の手続に要する業務が増え、時間がかかるといった点が考えられます。

○石川厚子委員 そこで、以前にも質問させていただいたんですが、旭川市立高台小学校PF I事業総括報告書より何点かお尋ねします。

事業執行体制について、教育委員会側体制では、PF I基本方針の策定や導入可能性調査を担当した企画財政部企画課が関わることなく、教委側でPF I事業を進めることになるなど、教委側でのノウハウや経験の不足などから事務処理等の停滞があった、このように記されております。

市教委はPF Iのノウハウや経験が不足しているのは当時から明らかだったのではないかでしょうか。なぜ当時の企画財政部は関わらなかったのでしょうか。

○板東学校教育部学校施設課長 当該報告書は平成23年1月に策定されており、PF I導入の検討を開始した平成15年度から高台小学校の供用を開始した平成22年度までの経過について取りまとめたものであります。

平成18年3月に策定した旭川市PF I活用指針では、PF I導入を決定するまでの手順として、当時の企画財政部が事務局を担い、庁内にPF I導入検討会議を設置して、PF I導入可能性調査を実施し、PF I導入の妥当性について総合的な検証を行うこととなっております。

このことから、当時の企画財政部の役割としましては、導入可能性調査の実施や、その調査結果に基づき、PF I導入の妥当性を判断することであり、導入決定後については事業担当部局である教育委員会が事業実施についての主体的な役割を担うことになっていたと認識しております。

○石川厚子委員 当時の企画財政部の役割はPF Iを導入するまでであり、導入後は教育委員会に丸投げというのではありませんが、見解をお伺いします。

○板東学校教育部学校施設課長 事業はいろいろありますけども、全ての事業を一つの部局でやり切るというのはなかなか難しい部分があると思いますので、今回の高台小学校のPF Iについては、進捗管理とか導入可能性の妥当性の判断を企画財政部が行いまして、予算づけがされた後については契約、そして、事業の執行を行うなど、通常、学校教育部の事業でありますことから、学校教育

部が所管し、必要なアドバイスなどを求めることはあっても、一義的な責任というのは教育委員会にあるという認識でございます。

○石川厚子委員 その次ですけれども、技術部局との協力体制について、ちょっと長くなりますが、読ませていただきます。

行政手法や技術的な助言などの提言もあり、一定の連携は図られたものの、タイムリーな対応がなされなかつたことが、事務の停滞にも繋がつた。

設計段階では、PFI事業における設計を管理・監督する立場にはないので、直接的な指導等ができないことから、審査書類のチェック、設計協議への参加、技術的相談にとどまり、事前チェックがなされず、効率的・合理的な業務遂行とならなかつた。

建設段階では、工事監理についてはPFI事業の工事監理者（設計者）が行うこととなり、市教委からの報告を受け、技術的な相談や助言がなされたが、ほとんどが事後処理となつた。

工事監理は、他の公共施設との整合性や関連性もあることから、一定程度、市が関与すべきであつた。

引渡し段階では、竣工後、引き渡しを受ける際、市として完成を確認する必要があつたが、建設段階と同様、管理・監督する立場にないことから、確認方法の技術的助言にとどまつた。その結果、完成確認業務の一部を外部発注せざるを得なく、非効率的な事務執行となつた。

今読み上げましたように、よくもこれだけ出てくるというほど否定的な言葉が連なつております。これら多くの反省に基づき、どういった検証を行つてきたのでしょうか。

○板東学校教育部学校施設課長 当時、PFI事業はまだあまりなじみがなかつたのかなというふうに認識しておりますけども、PFI事業は、設計、建設、維持管理の一括性能発注であることから、従来方式の整備方法とは異なりまして、技術部局の関わり方が明確に定まつていなかつたこと、また、本事業は本市で初めての事例であり、当時はPFI事業に従事する人員も十分に確保できていなかつたことも円滑な事務執行に至らなかつた要因と認識しております。

現在では、学校施設課の耐震化や増改築事業、また、ただいま進めております冷房設備整備等を進めるに当たり、必要な業務量を適切に把握することで当課に技術職員を配置するなど、必要な人員の確保に努めているところであります。

○石川厚子委員 当時はPFI事業に従事する人数も十分に確保できなかつたということでしたが、よくそんな中で初めてPFIを導入したなというふうにあきれてしまつます。

そこで、実際のPFIの中身はどうだったのかです。

先ほど、PFI導入のメリットとして、民間のノウハウを幅広く生かすことができるという答弁がありました。しかし、基本・実施設計について、PFIそのものが期待した民間の活力や創意工夫は特に認められなかつた、このように記されております。

行政改革推進部はこれをどう受け止めますか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 PFIそのものが期待した民間の活力や創意工夫は特に認められなかつたと記載された理由として、設計期間が短期間に設定されたこと、学校建設が国庫補助事業であることから柔軟な民間事業者の提案が補助基準に合致しない場合もありといった記載もございますことから、なかなか創意工夫を発揮しにくい内容になつていた可能性があるのかなというふうに考えております。

一方で、そのような状況の中でも、地域住民や学校の要望も取り入れながら、高低差のある地形を活用し、エコやICT環境に配慮しつつ、地域交流の場、安全、安心な学習環境が確保されたことといった評価できる点もこの報告書には掲げられておるところでございます。

また、この報告書のはじめににも記載されておりますけれども、完成した高台小学校は、子どもたちにとって親しみやすく、教育環境の教材として活用される工夫も凝らされ、快適な学習空間が提供されたものと認識していると記されておりますことから、PF事业によるメリットはあったものというふうに考えております。

○石川厚子委員 続いて、事業費のアドバイザリー業務、推進支援業務及び完成確認業務で、今後、PFの取組を進めるに当たっては、これら委託業務の必要性について精査が必要であると記されております。この受け止めについても行政改革推進部にお尋ねします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 PF導入に当たりましては、導入可能性調査ですとか、それに続く事業者の選定、契約に至る関係事業の実施については、その業務の特殊性から、金融、法務、技術等の多岐にわたる専門知識を必要とする取組となるものでございますことから、当該業務の支援を行う外部アドバイザーを活用することは有効であるというふうに考えております。

一方で、高台小学校のPFにつきましては、先ほど来答弁させていただいておりますとおり、本市として初めて実施しましたPF事業ということもありまして、手探りな部分も多々あったのかなというふうに思いますので、このような意見が出されたのではないかというふうに受け止めております。

○石川厚子委員 本市として初めて実施したPF事業なので、手探りな部分もあったと苦しい言い訳が出てまいりました。

同じ事業費の一括払いの項目で財政負担の平準化が図られたとは言い難い面があると記されております。これでPFで実施した意味があるのでしょうか、行政改革推進部にお尋ねします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 一般的に、PF事業導入によりまして財政支出の平準化が図られるといったメリットが生じるものとされておりますけれども、国庫補助の対象となる施設につきましては、補助の制度上、建物等が完成する年度に支払いが集中することとなるものと考えております。

このことは、平成15年4月に文部科学省が定めております公立学校施設整備PF事業のための手引書におきましても公立学校施設の整備や維持管理に関わる地方公共団体の負担額の平準化につきましては国庫補助対象以外の部分について想定されているものというふうに読み取っているところでございます。

また、報告書におきましては維持管理業務や一部の割賦払い分については平準化が図られたと読み取れる記載もございますことから、財政負担の平準化が図られたものというふうに考えております。

○石川厚子委員 今、答弁の中で国庫補助ということをおっしゃっておられましたけれども、総合評価で、国庫補助金制度や税制等が必ずしもPF事業に適応していないとあります。これは何を意味するのでしょうか。また、国庫補助の金額というのは従来方式の場合と同額なのでしょうか。

○板東学校教育部学校施設課長 まず、国庫補助金の部分でございます。

国庫補助金については、PF事業に適応していないという記述が確かにあるんですけども、

我々が高台小学校を整備するに当たっては、BTO方式ということで、建設して、所有権を移転して、維持管理をする中で所有権を市に移転しておりますので、市の所有物の学校に対しては補助金が適用されます。

一方で、BOT方式のように、建てて、維持管理をしていただいて、最後にその建物を市が取得する場合については、建物が市の持ち物にはならないため、文部科学省のホームページの補助金の学校分野では補助金の対象にならないという記述があります。

また、税制の部分については、同じく、消費税の取扱いとか、変わってくるものもあるはずなんですけども、代表的なものとしましては、BTO方式という我々の取った方式ですと、市が所有しておりますので、例えば、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、そういう代表的な税がかかりません。

一方で、BOT方式という民間事業者に所有権を移転というか、所有権を持ってもらったまま維持管理する場合につきましては、不動産取得税、固定資産税など、そういうものが発生するというふうになっております。

そして、最後の補助金の金額につきましては、基本的に、文部科学省の補助金は学校の面積に対して補助が交付されますので、面積の上限を満たす満たさないということについては、PFIでやろうと、通常の従来方式で整備しようと、単価の差はございません。

○石川厚子委員 同じ総合評価の中に、PFI方式は、公と民とのパートナーシップの構築という目標もあるが、実際には考え方の相違点も多く、意思疎通は難しい面もある、このように記されております。

そもそも、学校教育施設にPFIを導入したことに無理があるのではないかというか、教育長の見解をお伺いします。

○野崎教育長 学校に対するPFI方式の導入でありますけれども、学校という性質から、収益性があるような施設ではないというところもありまして、民間のノウハウを活用した運営について、効果は限定的になるのかなというところであります。

一方で、高台小学校PFI事業を実施したことで、本市が従来方式で整備した施設よりも整備期間が大幅に短縮されました。また、その後の質の高い維持管理が継続されてきたということがありまして、総事業費の削減効果も一定程度確認できたことから、学校施設へのPFI事業の導入については一定の効果はあったものというふうに認識しているところであります。

○石川厚子委員 今、教育長から質の高い維持管理が継続された、このような答弁がありましたが、15年間なんですね。高台小学校は、この後、閉校するわけではなく、使い続けていかなければなりません。学校でも一般の住宅でもそうだと思うんですが、修繕が必要になってくるのは15年を過ぎたあたりだからだと思うんですよ。

そもそも、維持管理期間はなぜ15年間なのでしょうか。

○板東学校教育部学校施設課長 どうして15年という期間にしたのかという詳細については、国の補助金の要綱において、15年以内に所有権を変えるといったことが発生するとよくないとあります。あと、学校施設をPFIで行った事例はあまり多くないんですけども、先行事例を参考に検討し、先ほど出たアドバイザリー契約の中でアドバイスとともにいただきながら、15年という期間を設定したと認識しております。

○石川厚子委員　国の補助金などの関係から15年に設定したということなんですけれども、高台小学校というのは、先ほど教育長の答弁にありましたように、ほかの学校に比べてメンテナンスがしっかりとしている、このように伺っております。それはそうだろうと思うんですよ。年間1千800万円もの維持管理費をかけているのですからね。しかし、この後、10年、20年、30年とたつと、一体どうなるのかと心配します。

昨日、上野委員から、修繕が必要な学校になかなか予算がつかない、こういった質疑がありました。高台小学校も、今後、そういったかわいそうな学校の一つになってしまふのではないかと危惧するのですが、見解をお伺いします。

○板東学校教育部学校施設課長　すみません。先ほどの答弁で補助金の関係から15年と発言申し上げましたけども、詳細を確認しなきやいけない部分があります。補助金は確かに受けておりますので、10年以内に補助金を受けたものを処分するといったものはできないので、15年ではなく、例えば、8年とか9年といった期間を設定することはなかったのかなというふうに認識しています。

しかし、補助金の部分については、申し訳ありませんが、詳細の確認が不足しておりました。

ただ、アドバイザリー契約といったものの中で、事業期間、10.6%のバリュー・フォー・マネーが出る期間などを専門家に計算していただき、減価償却も考慮した結果、事業期間が15年になったというふうに認識しておりますので、その点についての答弁は訂正させていただきたいと思います。

あと、今御質問いただきました高台小学校がどんどん老朽化していくのではないか、かわいそうな学校になるのではないかということについてです。

現状、高台小学校は、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、とてもいい状態で維持されています。確かに、委員がおっしゃるとおり、給水の配管の中であるとか、暖房の天井の中であるとか、そういった通常は手の届かない部分のメンテナンスというのはなかなか難しい部分があります。そういったことからいきますと、学校が老朽化し、本当に改修が必要になるというのは30年、40年たってからとなり、PFI方式で整備しようと、従来方式で整備しようと、大規模改修というのはいずれかの時点で必ず発生するものというふうに我々としても認識しております。

ただ、この分科会でも何名もの委員の方に御質問をいただきましたし、一般質問でも、学校の修繕、老朽化、グラウンドの整備、そういったものにもっとお金をかけるべきだという話をいただきました。確かに、維持管理費というのは高台小学校は非常に高く、先ほどの私の答弁のとおり、1千800万円です。通常の学校ですと、年によってちょっと違うんですけども、300万円とか、500万円とか、そのぐらいしかかけることができませんし、修繕費がその大部分を占めております。用務員の人工費とか、そういったものは除いていますけども、実際に修繕費で大きな差がついております。

この分科会でもいろいろ指摘を受けましたが、現状、高台小学校というのは非常にいい状態です。本当はもっとお金をかけなければいけないのかなというのもありますし、今、事後評価というものを進めております。こういった評価の中でも整理していくかないといけないと思うんですけども、決してかわいそうな学校というわけではなくて、非常にいい状態が保たれている学校だと認識しております。

○石川厚子委員　今、国の補助金の関係で15年かどうかははつきりしないということだったんで

すけど、そこを深追いしていると時間がなくなるので、次に行きます。

確かに、現状を見ると、高台小学校は決してかわいそうな学校ではないと思いますよ。ほかの学校に比べてメンテナンスのしっかりした学校ですからね。ただ、これから10年、20年、30年、40年とたっていったら、やはり修繕が必要になってくるっていうのはほかの学校と変わらないんですよ。PFIで建てようが、従来方式で建てようが、そこは変わらないということだと思うんです。

私は、前半の分科会で中園の最終処分場のことを取り上げました。中園は、埋立て後、21年間にわたって維持管理を行ってきました。今後も調査を継続していくとのことです。

よく耳にする言葉に、銀行は、晴れた日に傘を貸し、雨が降ると取り上げるというものがあります。高台小学校もこれに通じるのではないかと危惧いたします。

今までの質疑を通して、総合的な評価を副市長にお伺いしたいと思います。

○中村副市長 現在、教育委員会では、事後評価の報告書の取りまとめを行っているということですので、最終的な評価というのはそれを見てからになりますが、今回の事例を通じまして、学校施設へのPFI事業導入については、施設の性質上、期待される効果に対する課題も見えてきたのかなというふうに認識しております。

ただ、当時を思い返してみると、高台小学校をPFIで整備するといったのは平成17年だとか18年で、そのあたりからの検討になります。今思い返すと、本当に旭川市の財政状況が厳しい状況でした。今持っている財政調整基金が1桁の額で、予算が足りないといって財政調整基金で充当できるかというとそれもできない、赤字になる、夕張になるんじゃないかというような状況を実際に経験してきた時代であります。

そのように、総事業費が削減される中で老朽化していた当時の高台小学校を改築していくかなければならないというようなことをいろんな視点から判断して、こういった手法を取ったということであります。

評価ということでありますけれども、先ほど教育長からの答弁もありましたように、施設整備の期間の短縮、維持管理の質、そして、今申し上げたとおり、総事業費の削減といったものについては一定のメリットが見られたということで考えておりますし、全体としてPFI事業導入の効果というものは一定程度あったのかなというふうに考えております。

○石川厚子委員 財調が1桁になったということです。私も当時は議員でなかったと思いますけど、そういう時代があったということは記憶しております。

確かに、その財調が1桁で、もうそれ以上取り崩せない中でPFIを実施したということだと思いますよ。でも、今、副市長から、期待される効果に対する課題が見えてきた、そういう答弁もございました。課題が見えてきていながら、PFI事業導入の効果があったというふうに言い切るのは納得できません。

委員長、総括質疑の取り計らいをお願いします。

○品田委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○石川厚子委員 学校教育部については以上で終わります。

続いて、子育て支援部に保育についてお尋ねします。

保育士確保事業費の概要と決算額をお示しください。

○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 保育士確保事業は、市内における保育士不足の解消及び離職率の低下を図るため、保育士資格取得に要する費用や養成校卒業後に市内の保育施設等に勤務する若手保育士向けに施設が借り上げる宿舎の家賃に対する補助事業のほか、養成校に通う学生を対象とした保育施設等の見学・体験ツアー、学生や求職者のための進学・就職説明会などを実施いたしました。

予算現額6千362万4千562円に対して、支出済額は4千566万3千425円、財源は、国庫支出金3千781万8千円、一般財源784万5千425円となっております。

○石川厚子委員 そこで、令和6年の4月1日現在と10月1日現在の待機児童数と潜在的待機児童数をお示しください。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 令和6年4月1日現在での待機児童数はゼロ人で、潜在的待機児童数は26人となっており、同年10月1日現在での待機児童数は7人で、潜在的待機児童数は76人となっております。

○石川厚子委員 この数年間、待機児童数ゼロと言われておりますが、10月1日現在の待機児童は7人ということで、潜在的待機児童数はなかなか減らない現状です。

一方、少子化によって定員割れする保育所もあると聞いております。少子化による定員割れ対策としてどういった対策を取っておられるのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 認可保育所や認定こども園等の利用定員につきましては、各施設からの申請に基づき、子ども・子育て審議会での審議を経て本市が設定することになりますが、近年では利用定員を減らしたいといった相談や申請が増加しております。

利用定員を減らす要因としましては、少子化等による就学前児童数の減少や地域の保育ニーズの変化に伴う定員充足率の低下のほか、利用定員に対しまして必要な保育士配置基準を満たせないといったことが考えられます。

認可保育所等の主な収入は利用者から徴収する保育料と市が支給する給付費でありまして、利用児童数の減少が収入減に直結する一方で、給付費につきましては、基本的に、利用定員が少ないほど、子ども1人当たりの単価が高く設定されていることから、利用実態に応じた利用定員を設定し、利用児童数との差を極力小さくすることで施設運営に対する影響を最小限に抑えられるものと考えております。

○石川厚子委員 4月1日というのは待機児童が1年で一番少ない日ですが、先ほどの答弁にありましたように、10月には増えております。子どもが成長しますと、早生まれ、遅生まれの差というのはあまりなくなってくると思いますが、ゼロ歳児では生後1か月と生後11か月ではまるで違いますよね。

私の孫は4月生まれなので、生後11か月のとき、ゼロ歳児で入園し、入園後、間もなく1歳になりました。これが3月生まれですと、3月の翌4月からは入園できません。しかし、途中から入園することを見込んで保育士を確保しなければなりません。

ゼロ歳児の給付費について、9月までは定員に基づく公定価格で給付すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 出生率の低下、また、育児休業制度の充実といった社会環境や子育て意識の変化などによりまして、多くの施設で年度当初におけるゼロ歳児の入所が定員を下回っておりまして、年度途中のゼロ歳児の利用増加に備えて、年度当初から保育士を確保しなければならない現状にありますことから、当該人件費が施設運営の大きな負担となる施設もあると伺っております。

今後につきましては、各保育施設の現状を把握するとともに、引き続き保育施設として安定的な運営を確保できる施策を検討してまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 次に、令和6年度から4、5歳児の保育士の配置基準が30対1から25対1になりましたが、旭川市はこれを実施できているのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 令和5年12月22日に政府において閣議決定されたこども未来戦略に基づき実施することも・子育て支援加速化プランの主な施策として、幼児教育及び保育の質の向上のため、令和6年度から4、5歳児の保育士の配置基準について30対1から25対1へ改善されたことを受け、本市が条例で定めている幼児教育及び保育に直接従事する職員の配置基準について所要の改正を行いまして、令和6年4月より配置基準の改善を行っております。

なお、国では、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間は従前の基準により運営することも妨げない旨の経過措置を設けることとした上で、配置基準の改善が可能な施設については給付費の加算を設けておりまして、本市においても令和6年度から適用しているところであります。

令和6年度の給付費における4、5歳児の配置基準の改善に係る加算取得状況については、対象施設94施設中19施設、取得率にして20%となっております。

○石川厚子委員 取得率20%のことですが、配置基準の25対1が実施できていない理由をお示しいただきたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 実施できていない主な理由といたしましては、全国的な傾向と同様に、保育士の新たな確保が極めて難しい状況にあります。

保育士資格を有していても、結婚、出産などを機に離職した後に復職していない、いわゆる潜在保育士が多いことや、新規採用が思うように進まないことにより、既存の職員体制の中でシフトを組まざるを得ず、十分な人員配置を確保することが困難となっていることが背景と考えられます。

○石川厚子委員 保育士不足に対して、先ほど家賃の補助事業などを挙げられましたが、ほかにどんな対策を取っていらっしゃるのでしょうか。

○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 保育士の確保については、新たに保育士資格を取得して市内保育所に勤務を開始した方を対象に、施設が借り上げる宿舎の家賃に対する補助を行うなど、就職後の生活支援を実施しております。

また、保育士を目指す方に対しては資格取得に要する費用補助を行うほか、養成校に通う学生を対象に保育施設等の見学・体験ツアーを開催しております。

保育士資格を有しながら離職している方に対しては、再就職を支援するセミナーや保育現場での体験会を実施し、潜在保育士の掘り起こしも行っております。

さらに、旭川市立大学やハローワークと連携し、養成校や保育施設、幼稚園などが一堂に会する進学・就職説明会を開催することで学生や求職者と現場をつなぐ機会を設けております。今年度に

おきましては、内容をリニューアルいたしまして、あさひかわ ほいくミライテラスとして、進学・就職説明会に加え、新たに、保育体験コーナーや保育施設等の利用を予定する児童の保護者向けに施設選びなどに関する相談コーナー、保育施設PRコーナーなどを設け、より保育士の仕事をイメージしやすい取組として、保育士確保に向けて様々な方にアプローチを行っております。

○石川厚子委員 様々な方にアプローチを行っているとのことでした。

以前、市内の女性保育士さんと市内に住む転勤のない男性との合コンを市が主催してやっていたと思うんですが、その概要をお示しいただきたいと思います。また、この事業は今も継続しているのでしょうか。

○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 令和4年度に実施した保育士離職防止事業につきましては、結婚に伴う市外転出による保育士の離職防止を目的として、市内の保育施設に勤める女性保育士と地元企業などに勤める男性との出会いの場の提供などを図ったものであります。

当日は、男性18名、女性16名の計34名が参加いたしまして、5組10名のカップルが成立了ほか、その後の参加者へのアンケート調査でも一部で交際への発展が確認できましたが、一方で、事業の目的であります離職防止や転出の抑制という点において効果測定が困難であることや女性保育士のみを対象とした実施手法など、一定の課題があったことから、令和4年度限りの試行的な取組とし、令和5年度以降はほかの手法による離職防止策を検討、実施していくこととしたものでございます。

○石川厚子委員 保育士離職防止事業は議会の中でも評判が悪かったと記憶しております。それが理由かどうか、1年でやめたとのことですね。

この後、医療的ケア児の保育支援費についても質問を予定しておりましたが、時間の関係で割愛いたします。

子どものための教育・保育給付費の目的と決算額については、昨日、中村のりゆき委員の質問に對して答弁がありました。

そこで、以前にも質問いたしましたが、3歳未満児の保育料について、札幌市や函館市、あの北見市でさえ第2子以降は無償にしております。仮に旭川市が年齢に関係なく同一世帯の子どもの第2子以降の保育料を無償にすると、費用はいかほどになるのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 第2子の保育料の無償化に伴う子どものための教育・保育給付費の影響額につきましては、令和7年9月1日時点で算出しますと、歳入では、市が徴収する認可保育所の保育料収入がおよそ2千500万円減少しまして、歳出では、認定こども園等の施設が徴収する保育料収入の減少分の補填としておよそ5千200万円の増加となります。影響額の総額は、およそ7千700万円となっています。

○石川厚子委員 7千700万円ということで、以前にも指摘いたしましたが、年収約640万円未満の世帯ですと、上に小学生のお子さんがいて、下の子が2歳だと、その2歳児は第2子とカウントされるわけです。しかし、年収640万円を超えると、同じ小学生と2歳児でも、この2歳児は第1子とカウントされるわけなんですね。年収によってカウントの仕方が変わるのはおかしいと思います。

3歳未満児の保育料を全て無償にすべきと思いますが、昨日の答弁ではあと4億2千500万円ほど必要とのことなので、せめて第2子以降を無償とすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○向井子育て支援部長 保育料の無償化に関する御質問でございます。

本市の保育料につきましては、条例により、国で定められている保育料の基準額よりも保育料を低く定めており、保護者の経済的負担の軽減を図っているところでございます。

また、多子世帯の保育料につきましても、第2子の負担軽減率を国の基準である2分の1から4分の1とするほか、世帯年収が一定額以下の世帯には第2子以降を無料とする本市独自の軽減策を講じているところでございます。

また、本年8月からは子ども医療費の助成を高校生年代までに拡充したところでございますが、安心して子どもを産み育てられる環境の充実に向けては子育て世帯への切れ目のない経済的な負担軽減策が必要であるというふうに考えております。

3歳未満児の保育料の無償化につきましては、委員からも今御指摘ございました段階的な無償化ということも含めまして、国の動向を注視しながら、本市の財政状況を踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○品田委員長 石川厚子委員、時間が過ぎていますので、お願いします。

○石川厚子委員 3歳未満児の第2子以降の無償化はぜひやっていただきたいと申し述べまして、私の総括を除いた質疑を終わらせていただきます。

○品田委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の分科会は、これで散会いたします。

---

散会 午後4時50分